

第十回 参議院大蔵委員会會議録第四十四号

昭和二十六年五月三十日(水曜日)午後
零時五分開会

本日の會議に付した事件

○税理士法案(衆議院提出)

○連合委員会に關する件

○日米經濟協力問題に關する件

○委員長(小串清一君) これより大蔵
委員会を開会いたします。

日程第二の税理士法案につきまして
質疑を開始いたします。

○衆議院議員(三宅則義君) 私はこの
前も御説明をさして頂きましたが、衆議院
議員の三宅則義でございます。本日は
税理士法案のことにつきまして、実は修
正案を衆議院のほうでまとめましたの
で、その概略だけをこの際説明して
頂きたいと思っております。

実は本年の三月三十一日の日に当委
員会に出席をさせて頂きましたので、原案
の税理士法案の説明をいたしましたのであ
ります。その後五月になりまして、衆議
院のほうでは法務委員会のほうから申入
れがありまして、法務委員会と大蔵委員
会との代表者が集まりまして、又国税庁
長官並びに原部長、忠部長も御出席を
願ひまして、この案を審議いたした結果
として、お手許に御配付をさせて頂きま
す。この修正案を御配付をさせて頂きま
す。これは法務委員会のほうでは、鍛冶
良作君、押谷富三君、又衆議院の法制局
第二部長福原君も御出席になり、又角田
幸吉君も専門的な立場から出席せられ
ました。大蔵委員会のほうでは不肖三

宅、宮崎、宮腰、こういうようなもの
が集まりまして、原案を練つたわけであ
りまして、その根本の趣旨は五十一條
に「弁護士は、所属弁護士会を経て、
国税局長に通知することにより、その
国税局の管轄区域内において、随時税
理士業務を行うことができる。」とい
うことが根本でありまして、その「随
時」ということが問題になつたわけで
あります。我々といふと、随時といふ
意味は、いつでも、いつでも、いつでも
随時といふのは時に応じてという意味
であります。例へば三ヶ月とか六ヶ月
以内といふふうな期間を短く考へてお
けるわけでありまして、この点も御了承
を願ひたいと思ひます。この点も御承
知の上、少くとも随時といふのは、期
間が短いものですからさう御了承を願
ひたいと思ひます。これは時々やるの
に限つたものであります。反復常にお
やりになるものにつきましては登録を
して頂く。こういう線を出しまして、
修正案の骨子でございます。どうぞ一
つ、皆様御審議の上、速かに修正案を
可決されんことを私は希望する次第で
ございまして、一言私からその趣旨を
説明させて頂きました。何とぞお願い
いたします。

○油井賢太郎君 提案者にお伺いま
す。一体この弁護士といふのは税理
士の仕事は十分弁立てて、何ら今ま
でも支障なくやつておられたものと思
うのですが、今更改めて弁護士は国税
局長に通知しなくてはならないという
理由はどういうところにあるのですか。
○衆議院議員(三宅則義君) それは税

理士の事務は行政事務でございます。す
で、是非一つ通知をして頂いて、その
管内の税務事務を代行して頂く。こ
ういふふうに考へてゐるのであります。
○油井賢太郎君 今の質問のうちの弁
護士は、税理士の業務といふことは、
精通して当然税理士の業務といふ
ことには支障のない人々であると思
うのであります。これは提案者並びに
国税庁のほうのかたの御意見を一
べんお聞きしたいのであります。どう
お考えになつておるか。

○説明員(忠佐市君) 御承知の通り弁
護士法の中におきましては、弁護士は
従前の税務代理士の仕事を当然に
とらえておりました。法律事務の専
門家でありまして、その弁護士のか
たが、税法に従つて行われる税務に
ついて、いろ／＼お仕事をなさるとい
うことにつきまして、私もその専門的
知識につきまして十分傾倒いたして
おる次第でございます。ただ只今三宅
衆議院議員からお話がありましたよう
に、税務事務をよく考へて見ますと
いふと、法律事務といふ一面があり
ます。同時に、やはり国家の税務行政
事務といふ面が多分に入つてお
ります。殊に弁護士としていろ／＼お仕
事をなさる場合の最も基本的な問題、
それは法律につきまして争ひがある
場合、又は紛議を生じておる場合、こ
のような場合に弁護士のかがその本
来のお仕事をなさるといふことにつ
きまして、私も何ら異論を持つておら
ないわけでございます。但し初めて税
の申告をいたします場合、或いは
いろ／＼な事柄につきまして納税の
時期を延期するといふような申請を
いたした場合には、このような事務
はどちらか申しますと行政事務であ
ります。従ひましてそのよう
な行政事務について弁護士のかが
お仕事をなさる場合、これはやはり
行政的な見地からいろ／＼とお考
へになつて頂く面があるかと、か
ように考へます。従ひましてその
行政事務について納税者のために
御援助をなさつて頂く。同時に
それは国の行政事務について適
正に行われるかどうかといふこと
について御配慮を頂く。この面が
二つございまして、これは本来の
法律事務とは又異なつた角度から
法的規制が必要である、か
ように存じておる次第でございます。

○油井賢太郎君 只今の五十一條で通
知することだけで業務は行えるとい
うようなことなら、当然これは弁
護士という職務にある人はその業務は
行い得るということがはつきりして
いるので、それを何と好んで、通知
しなくても差支えないといふことは
成り立たないのですか。どうもそこ
ところが……。

○衆議院議員(三宅則義君) 私ども
の考へによりまして、弁護士さんも勿
論行政事務の一方面を担当することに
つきましては、やはり勝手にやら
れて勝手に進捗しておるといふこと
もわからず、

ない点がありますからして、一応通
知して頂きまして、こういうかたが
實際税務代理のほうの事務をなさ
ることがわかつておりますと、こ
れに關しましていろ／＼な面につ
いて連絡ができればと思ひますし、
又それらに對する監督といふことは
ありませんが、それらにつきま
しての便宜が多かるうといふ意味
合ひにおいて、一応弁護士連合会
から通知をして頂きまして、その
かたがよろしくなる。こ
ういふ線を出したいと同時に、
又反復常にかたは是非とも登録し
て頂く、こういう線を出すために
妥協して、こういう案が上つた
のであります。ですから、何とぞ
御了承を願ひたいと思ひます。

○小林政夫君 弁護士会には弁護士
の名簿もありましょうし、ただその
通知だけで業務を行えるといふこと
であれば、何も通知については油井
さんと同じで今の御説明では納税
でございますが、自分はこれ／＼の
件についてこの納税者の税務代理
をやるのだといふことで、その問
題の起つた都度弁護士さんが行
つてやればよい。特に税務につ
いて余り詳しくない弁護士さん
だつたら、恐らく納税者のほうで
頼まんだらうし、弁護士さんの名
簿というものは恐らくあるし、
国税庁で調べられたらすぐわか
ると思ひますが、弁護士の資格
を持つてゐるか持つてゐないか
といふこともすぐわかる。特に
その通知だけをするといふことは
どうも納得でないのです。

○説明員(忠佐市君) 只今のお話につきまして私どもの考えるところを申し上げさせて頂きますと、一応どのかがこの税の代理のお仕事について実際にそのお仕事をなさるかというのを実ははつきりして置いて頂きたいと考えます。そのことは只今申し上げましたような税の行政事務につきまして、統一的に税務行政が行われておりますので、その業務について弁護士のかたがが一応御援助を頂く、かような立場におきましては、一応やはり登録をして頂くことが好ましいと思ひますが、ときたまこのような税務代理のお仕事をなさつて頂くかたにつきましては、やはりときたま行くというところだけは私どもの手許ではつきりいたして置きたい。それからそのお仕事をなさつておられる弁護士のかたにつきましては税理士法においていろいろと脱税相談の禁止とか、それから報酬を余り無制限にお取りにならないというような点についての公益的な立場からの規定を設けてございしますが、その公益的な規定には一応服して頂く必要がある。このような見地からいたしまして登録をいたして頂くか、或いは通知をして頂くか、その登録もいたさない、通知もいたさないというかたが税務代理のお仕事はできない。こうはつきり割切ることが適當であらうと考えたわけでございます。只今申し上げたような趣旨によりまして一応通知というような規定をこの際は非取入れて頂くことが必要である、このように考えておる次第でございます。

○大矢半次郎君 先ほど「随時」という字句についての御説明もあつたようでありませうけれども、まだ十分呑み込

めないのではありませんが、常時税理士の仕事をする弁護士は必ず登録を受け、それからそうでなくてときたま税理士の仕事をする弁護士はこの通知によつてやるというふうな伺ひましたが、この条文で果してそういうふうな罷めるんではないか。随時に税理士業務を行うことができるというふうになつておりますからして、やろうと思えば繰返し何回でも、殆んど常時やれるというふうな罷めますが、どこでその両者の区別を付けるんですか。

○衆議院議員(三宅則義君) 私からも立法的に参画いたしましたから申上げたいと思ひますが、「随時」というのは始終反復するという意味でなく、例えば弁護士事務に関連いたしまして、一年に一遍か二遍というような意味合に思つておるわけでありまして、審査請求でありますとか、或いは納税申告を五遍も六遍も、十遍も二十遍も依頼を受けるというのではなく、弁護士事務と関連いたしまして一遍か二遍という簡素な意味合に於いて考えたわけでありまして、さうに思つておる次第であります。

○大矢半次郎君 そうすると所屬弁護士連合会を経て通知するというのは、その税理士の仕事をする度に通知する、こういうことなんですか。それとも一遍通知すれば年に何回もやれる、こういうことなんですか。

○衆議院議員(三宅則義君) この分につきましては非常に問題があつたのでありまして、今大矢参議院議員の仰せになりました通り、一遍々々やるかどうかというところが問題になつたわけでございますが、一遍々々やるというところは甚だ煩雜になりますから、大体

私どもは三カ月ごとにやつてもらいたい、こういう意思を申上げたのであります。三カ月では余り短か過ぎる、六カ月にしようじやないかという意見もありましたが、大体弁護士会の意見或いは法務界の意見を徴しまして、少くとも一年に一遍くらいやつてもらわないと連絡がとれないという線でありまして、一度やつて頂ければ六カ月乃至一年は有効と一応線を引まして御了承置き願ひ、こういうことに考えておる次第であります。

○小沢政夫君 只今説明員の言われた脱税だとか或いは公益に反する脱税相談をやつたとか、或いは公益に反する行為を弁護士の人をやつたという場合にはどうするんですか。

○説明員(忠佐市君) 通知をして頂きました弁護士のかたにつきましては脱税相談をしてはならないという規定、それから国税庁長官の定めた報酬の最高制限を守るべしという規定が働きます。従ひましてその規定に違反いたしました場合は税理士法の罰則、或いは懲戒の規定が適用になります。従ひまして弁護士会で取上げる懲戒手続と並行して、只今のような罰則の規定、或いは国税庁長官の懲戒の規定が働いて、行政事務である税の仕事についてだけはより迅速な手続をとられる、かような効果が出て参ると思ひます。

○小沢政夫君 そうすると、通知をしない弁護士の人には脱税相談をしてもいいんですか。

○説明員(忠佐市君) 通知をいたさない弁護士のかたが、若し脱税、税理士の業務を行いますれば、これは一応禁止業務を行つたというような、そう

いう解釈になりますので、何ら手続をとらないで業務を行つたというかどで罰則に觸れる。従ひましてどちらかと申しますと、登録をしない、通知もしないでおります弁護士のかたについては、税理士業務は法律上禁止されておる、かようなことに考えております。

○大矢半次郎君 この五十一條の通知は国税局長に対して通知し、そうしてその場合にはその弁護士はその国税局管内で税務の業務を行うことができるというふうになつておりますが、例えば東京局に対して通知をして、そうして大阪局のほうの仕事をやつたという場合には、どういうことになるわけですか。

○説明員(忠佐市君) その場合におきましても、通知をしないで税理士業務を行つた、こういう法律解釈になるかと考えております。

○大矢半次郎君 そのときの制裁規定とか、業務停止とかいうのは、この法案ではどこに規定されておりますか。

○説明員(忠佐市君) 只今の御指摘のことだけに限定いたしまして申上げますれば、当該国税局管内においてだけ税理士業務ができるということに相成りますから、異なつた国税局の管轄区域内においては通知しないということに相成ります。そういういたしますと、(原案の第五十一條を、修正案におきましては第五十二條に書いております)ですが、第五十二條におきましては、「税理士でない者は、この法律に別段の定めがある場合を除く外、税理士業務を行つてはならない。」という規定がございします。そして通知をいたした場合はこの法律の別段の定め

に当たりますから、税理士業務が行えるというところに相成ります。よその管内で税理士業務を行つた場合は、この新しい修正後の五十一條の規定に違反する。その結果新しい新制度の第五十九條の規定によりまして、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処するという罰則の規定に当たります、かように解釈されると思ひます。

○大矢半次郎君 その結果東京局管内においても、税理士の仕事をやるわけに行かんということになるわけですか。

○説明員(忠佐市君) その場合は東京に事務所をお持ちになつておる弁護士のかたが、その東京の所屬弁護士会を経て、大阪の国税局に御通知をして頂く、かような方法がとられると思ひます。

○大矢半次郎君 私の質問したのは、大阪のほうに、大阪局長に対して通知をなしにやつた場合に、この制裁規定を受ける場合に、大阪のほうで業務をやられないと、これはわかつておりますが、東京局管内でもやはりこれはやるわけに行かんというところに結果においてなるのですか。私それを伺つておるわけですか。

○説明員(忠佐市君) その点ちよつと私誤解して申上げたと思ひますが、東京局長に通知をいたしました場合には、東京局管内で税理士業務ができる。東京局長に通知をいたして通知をただけであつて、大阪局長には通知をしておらないという場合に、先ほど私の申上げたような結果になると思ひますが、その罰則の適用が確定いたしますれば、今度は又弁護士法の規定

というような建前で、いずれかは必要であるということにいたしておるわけでありませう。その基本的な気持はやは

りこの税理士の仕事の相当部分は、弁護士さん本来おできになることであるけれども、先ほど忠説明員から申しました通り、申告書の提出の世話等、行政面に跨がる仕事をして頂くという意味におきまして、登録又は通知という法的な手続をおとり頂くという考え方で、従いましてこの弁護士さんが税理士業務をやるにはすべてそういう法的な手続を履んでは頂く。そうしてそれに基づいて行政的な監督にも、又罰則の關係の適用にも服して頂きたいという考え方なんでしょう。

○小林政夫君　私にはその説明は先ほどの忠説明員の説明でわかつたのですが、そうやつたからと言つても、今もお話したように、弁護士たる人が特別……、弁護士としては公益に反することをやつてもらつては困ります。税の相談にあずかつてもらつても困る

ので、特に通知をした人だけについて、そういうふうに取り締を強化して行くということがおかしいわけですね。それで何か通知……、特別にその国税庁のほうにおいてこれは不適格者だということで、通知を受理しないのだとか、或いは登録させないというようなことで弁護士、少くとも税務的な業務をやる弁護士の人をコントロールして行くという法的効果がこれであるのですか。

○政府委員(原純夫君) 通知をしない
 でおやりになるかたは、この登録をし
 ておやりになるわけでございます。そ
 うしますと、この監督関係の規定、こ
 の法律が全面的に適用になるというこ
 とになりますので、通知した人はむし

わけでありますから御了承願いたい
と思います。

○油井賢太郎君 これは参考のために
一点伺つておきたいのですが、今までで
税理士で先ほど御説明の脱税相談とい
うような行為のため処罰されたのほ
どの程度になつておるのですか。

○説明員 忠佐市君）実は脱税相談に
つきまして確実な資料を持つておりま
せんが、極めて僅かな件数、一、二件
というような程度であると思ひます
が、その程度と考えております。ただ
許可を受けないで税理士業、税務代理
士の仕事をしたという点で処罰された
例は、これはもう少し多いと考えてお
ります。

○油井賢太郎君 次に登録料はどの程度とるというようなことがあるんですか。

○説明員(忠佐市君) この附則三十二項に登録税法を改正する提案をいたしておりまして、新規に登録をいたしました場合には一件につき二千円、かように考えております。

○油井賢太郎君 提案者にお伺いするのですが、弁護士連合会等においてこの登録料は了承したのですか。

○衆議院議員(三宅則義君) この案につきましては、修正部分を除きましたた。原案は一応御了承願つたものと解釈していたしております。

○油井賢太郎君 ところが、この参議院の大蔵委員として聞いてもらいたたい

というので弁護士連合会から、当然これは弁護士というのは税理士の業務は行うことができるのであつて、この際登録などとは以てのほかだということよなことが来ておるのです。それは古いことじゃなく、つい最近の三、四日前

りまするが、若しかそれが一度か二度しか、税理士の仕事を一度か二度するというのは、別に業とするものではないから、通知をする必要はないのではないかと。少くとも随時云々というのはやはり一年に或る程度繰返して行つ場合でなければならぬと考えますが、その点は如何でしょうか。

○衆議院議員(三宅則義君) 私どもの考えは先ほど大矢参議院議員のお話になりました通り、一年に一遍か二遍、自分の所掌事務に關連のありますことを一回か二回というふうな解釈するのでありまして、成るべくそういうかたでも通知して頂きたいというのが、この線を出した時の気持でありますからして、五遍も十遍もやるということの意味したわけではないのであります。何とぞそういうふうな一回か二回という少い回数をおもは考えておる次第でありますから……。

○大矢半次郎君 一年に一回か二回するものは業として税理士の仕事をやると言えるかどうか。私はやはり税理士なる以上は或る程度繰返してやるものでなければならぬと思うのでございませうが、然るにそれを税理士としながら一年に一回か二回しかやらん場合には通知で事足りるというのは、そこに非常に矛盾があるように考えられます。

○説明員(忠佐市君) 只今大矢委員の仰せになりましたこと、非常に重要な問題でありまして、且つ御尤もな御質問だと考へておる次第でございます。この今度の修正案におきまして弁護士は当然税理士の仕事ができるという規定が入りましたので、その弁護士法第三条第二項の規定と、税理士法第二条

の規定との間におきましては多少の解釈上問題を残すことになったと考えます。しかいたしまして弁護士法の第三条第二項の規定があります限りは弁護士の本来の業務の中の一部に税理士の業務が入つて行くことに相成ると思ひます。従ひまして弁護士が弁護士の資格において税理士の業務の範囲の仕事をしていただきます場合は、これは一回でありまして、二回でありましても業であるという解釈が正しいと思ひます。そこで五十一條の規定におきまして第二条とそれから第三条、第十八條……、第三条は資格の規定でございますし、第十八條は登録の規定でございますが、その第二条、第三条、第十八條の特例を認めるという考え方で五十一條の通知の規定をおくと、このように説きたいということでございます。修正案を作成いたしました場合

に、先ほど挙げられました衆議院法制局の意見と、それから提案者並びに私どもの意見というのをその程度の解釈の線にまとめたというところで、この五十一條の規定を立案いたしましたような次第でございます。

○油井賢太郎君 若し何でしたら一応まだ質疑があるならともかく、若しなれば一応休憩にして、それで党に帰つて打合せをしたいと思ひますので、そういう動議を提出いたします。

○衆議院議員(三宅則義君) 本法案は三月三十一日に御可決を願つて四月一日公布、五月一日に実施したい、こういう気持でやつておつたのであります。が、いろいろの都合上で延期したのでございませうが、是非本日若しくは明日御決議になりましたら、何とぞ本會議を通過後六月一日公布、七月一日施行

と、こういうふうなしたいと思ひます。なぜならば申告時期も差迫つておりますし、是非新法によりまして皆様がやつて頂きたい。かように思ひますので、何とぞ参議院の大蔵委員のかたもそのおつもりで御審議あらんことを切望いたします。

○小林政夫君 もう一遍前の質問の続きになりますが、弁護士の人に通知したり、或いは登録をさせないということになると、国税庁のほうではどういう不便がありますか。

○説明員(忠佐市君) 実はこの前弁護士法が改正されました際に、その点が非常に問題でございまして、実は税務代理士法というのがあるが、その規定がございまして、弁護士であつてもその当時大蔵大臣の許可を受けなければ税務代理の仕事ができないということになつておりましたのを、当然に税務代理の仕事ができるというように改正をいたしましたわけでございますが、その際は税務代理の仕事を行います場合のいろいろな行政上の必要から各般の法的規制というものを当然に考へべきであつたと我々考へております。弁護士本来の法律事務にとどまる限りは税の面から別にかれこれ申上げる筋はないのでございませうが、やはり申告、申請というふうな最も多くの部分を占める税理士の業務につきましては、やはり行政的ないろいろの法的規制というものを守つてやつて頂くことがこの際の際の国家財政需要、それから国民の権利の擁護、ということに役立つと我々考へておる次第でございます。従ひましてそのような行政事務に關係なさる範囲においては何らかの形の法的規制が必要である。その方法といたしまし

ては私どもは登録が一番適當であると思へるわけでございませうが、こういう法務委員会それから日本弁護士連合会の意向がございまして、極めて少數の事件きりお取扱ひにならない弁護士のかたにつきましては通知でいいという線で大体折合いが付いた次第でございます。この程度は最小限度であらうと考えておる次第でございます。

○小林政夫君 いや、私の言う趣旨は弁護士の人に對して、税理士のかたが適用を受けるような法的規制を受けるというところは当然だと思つております。がそれでは特に弁護士さん全部の人がそういう法の適用を受けなければいけません。希望で自分がやろうと思つて税理士業務をやろうという人は、そういう規制に服することを建前として税理士業務をやればよい。それを特定の、特に常時やる人も通知させるということとがなぜ必要か。弁護士ならば全部いやくもこういう仕事をやるならば、そういう規制に服することを覚悟の上でやられるのだから、特定しなればならぬ理由がどこにあるか。

○説明員(忠佐市君) 只今のお話をいろいろ承つておられますと、大体お氣持の点においてはちつとも變らないと思つております。やはり私どももいたしましては、この仕事をなさらないかた々々まで法的規制の及ぶことは考へる必要のないことでありますので、お仕事をなさるかたについては、どのかたがそういうお仕事をなさるかということをはつきりさせる、それによりまして法的規制の及ぶか及ばんかという限界を付ける。かような措置が必要であらうと考へた次第でございます。

して、大体において御了解が頂けると思ふわけですが、そういうふうに考へられるわけでありませう。

○委員長(小串清一君) 暫時休憩しまして、午後一時半から委員會を開くことにいたします。

午後零時四十六分休憩

午後二時二十九分開會

○理事(大矢半次郎君) 午前に引き続きまして、會議を開きます。

税理士法案の質疑を續行いたします。

○油井賢太郎君 提案者に更に御伺ひいたしたいのですが、この法案は中途半端なんです修正案が。いわゆるその登録なら登録とはつきりきまつたものならそれでもいいのです。それなら又通知なら通知だけで一本なら一本でいいと思つたのです。妥協のため原則として登録だが、まあ例外的に通知規定を設けると、こういうふうになりますと、今後の法案なんかを出す場合にやはり一つの先例になつて思つたのです。これはどつちか一本にされるというふうな御意思はないのですか。そのほうがいいと思ひになります。

○衆議院議員(三宅則義君) 私のほうの立法精神におきましては是非弁護士各位も努力をして頂きたいという線強く出しておつたのであります。が、その後大蔵委員會と法務委員會との小委員會におきまして折衝を重ねた結果、便法でございませうが、一応常時やる人は反復するのでから登録を厳守する。一年に一遍とか二遍とか、部分的にやる人は先ず通知を以てやろうという非常に便法的なことでございます。

○説明員(忠佐市君) 只今大矢委員の仰せになりましたこと、非常に重要な問題でありまして、且つ御尤もな御質問だと考へておる次第でございます。この今度の修正案におきまして弁護士は当然税理士の仕事ができるという規定が入りましたので、その弁護士法第三条第二項の規定と、税理士法第二条

が、そういう趣旨におきまして妥協案を出しまして法務並びに大蔵両委員会と承の上通過いたしましたのでございすから、何とぞ本委員会でもその趣旨を徹底的に了承せられるようお願いいたしますと思ひます。

○油井賢太郎君 これは大蔵省当局にお聞きして置きたいのですが、第五十一條の隨時というものは、先ほど或いは御説明になつたのかも知れませんが、はつきりともう一遍お尋ねいたします。隨時というものはどの程度を以て、當時やつてゐるか或いはやつてないかということは見当はつくのですか。それとも又反復やつても隨時と解釈してもよろしいのか、この二点につきまして……。

○説明員(忠佐市君) この字句につきましては福原部長が非常に苦心をされて作られたものでございまして、時に随つてと讀むんだということでございます。それで本来の法律事務がございましてその法律事務を行いますから、時に随つて依頼を受けた事件を取扱う、その件数の多少ということにつきましてはそのような考え方から、おのずから出て来るであらう、まあお客さんがしつちやう税のことについておいでになるといふような場合は、時に随つてとは言えないのではないかと、こういうような考え方でございす。

○油井賢太郎君 そのしつちやう来るという範圍ですね、そこははつきりと區別できますか。

○説明員(忠佐市君) それは程度問題でございすので、そのときの状況によつて常識的に判断をするという以外には方法はないと思ひます。

○油井賢太郎君 どうも法律で以て常識で判断するというのは、ちよつとおかしいと思ふのです。やはりきつちりとせめて法律くらいでは明確になるほうが私はいいと思ふのですが、この点はこれは何ですが、ちよつと速記をとめて頂きたいのですが。

○理事(大矢半次郎君) ちよつと速記をとめて。

(速記中止)

○理事(大矢半次郎君) 速記を開始し

て。

○木村福八郎君 これまでの審議の経過を存じませんが、質問が重なるかも知れませんが、一点だけ質問したいのですが、日本弁護士連合会のほうから我々のほうに陳情が来ておるのです

が、これを見ますと、結局国税庁長官の監督権の点が同条項はなきに等しい。即ち弁護士法第三條第二項は削除しないとなつておりますけれども、實質においては削除したと同じような国税庁長官の監督権があるのだから、そういう反対の趣旨の決議書が来ているわけですから、これは實際においてはどうかするわけですか。實際においてはどうかするの監督権の問題ですが、これはどういうことになりますか。

○衆議院議員(三宅則義君) 只今の御質問御尤もでございすますが、私どもの立法の方針といたしましては弁護士さんは勿論監督はしないわけでありますが、税理士業務を行う範圍におきましては、範圍をきめたわけではございす。弁護士法に關しては絶対にそういうことはしないわけですが、税理士業務を行う場合においては国税庁長官の監督を受ける、こういうふうになつておるわけではございす。

○木村福八郎君 それは税理士業務に限つてということでありましようが、從來この第三條二項によつて當然税務代理人になるということになつてゐるわけですね。ですからその從來通りではなれないのですか。

○説明員(忠佐市君) 先ほど申し上げましたのでございすが、弁護士法が改正になりました昭和二十四年から施行されております。当時税務代理士法がありましかつたが、弁護士法の改正が單獨に行われました。これにつきましては必要とするところの手続の面においては弁護士法の規定と税務代理士法の規定の間には多少開きが出て参つたわけではございす。その開きはどうしても塞がなければならぬといふことで、今度の税理士法案を立案いたしました次第でございすが、いろいろと弁護士会の方の御意向も承わつて参りまして、傾聴に値する意見であるといふことを考えますために、登録をするという規定を一應置きますと同時に、當然に弁護士は税理士の仕事ができる。資格をいたしましては登録をいたしますれば弁護士と税理士と資格が二つになる。登録をいたしましては併し行政上必要とする法律上のいふ／＼な手続、例えば脱税相續を禁止するとか、報酬の最高制限に従つて頂く。そういう必要上或いは帳簿を検査するとか、報告を求めるといふ規定が當然入つて参るわけではございすが、その税理士業務に關する最小限度の点につきましては、やはり行政上の一応の法的規制に従つて頂くことが必要且つ適當である。このような見解に達しまして、衆議院の法務委員会と大蔵委員会

との間に於いて、それが現在の状況におきまして公益上必要である。かような結論に達したような次第でございすので、いろいろと御意見のあるところはございまして、現在の線といたしましては、解決の方法は一応これについておると考へる次第でございす。

○木村福八郎君 そうしますと、登録をしなければ弁護士はですね、今度はこれは登録が通知に變つたようですが、それをやらなければ今度は弁護士は當然税理士の業務を行うことができな、こういうことになるわけでは

なりませんか。今お話しになりました通り原則としては當然できるものであります。今申されたように、登録するか或いは通知をして然る後にやるというふうな税理士法では考へておりましたが、そういう資格は勿論あるわけですが、實際面において行政面を担当することになりますから是非そうして頂きたいという趣旨で立法したものと考へております。

○木村福八郎君 それで實際の問題としてですね、又弁護士は弁護士の立場といふものがあると思ふのですが、立場といふのはそれはもつと根本的な立場でなければならぬ、この決議書にもいろいろ書いてございすが、そういう立場がやはり基本的に制約される。こういうことになる問題が單に税だけの問題でないと思ふのです。ですからそれが非常に重要な問題になると思ふのですが、この点は衆議院のよりに仮に修正されるにしても日本弁護士会の方では反対であるといふふうな決議してあるんですよ。これはその弁護士会

とのほうの關係はどうなつてゐるんですか、關係という点で述べけれども、今後そういう場合においてですね、そういう場合に、これをまあ実施した場合です。弁護士とのほうのあれはどういうふうになるか。

○衆議院議員(三宅則義君) 私どもはこれを作ることに非常に苦心をいたしまして、御承知の通り昨年から慎重審議をいたしております。この草案を書き上げるまでには十数回連絡會議を開き、若しくは字句の訂正等をいたしておるものであります。勿論最後の段階には法務委員のかた／＼にも御出席を願ひまして、大体これを作るときに登録は仕方がありますまい。又會へ入ることも仕方がありますまい。こういうことの了承の下に書き上げたわけでありまして、全会一致で通るわけでありましたが、その後弁護士会のかたがたから申出がありましたと見えまして、法務委員のほうからもう少し修正して頂きたいということがございまして、衆議院で修正になりましたように、妥協案ができ上つたわけでありまして、これで以て弁護士のほうのかた／＼、法務委員のかた／＼も満足である。大蔵委員のかたも満足ではあるが、弁護士のほうの委員のかたが満足ならば我々も呑み、こういう線で妥協したわけではございまして、政治は勿論妥協といふことも必要でございすからして、この辺で一つ御了承願ひたいと思ひます。もう一つ附け加えて申して置きますが、この法案を作る根拠になりました点は、過日第五國會だつたと思ひますが、衆議院を通じて参議院の大蔵委員会では、當然

できるという税務代理士の業務を削つて、参議院から衆議院のほうへ回付案が参つたのでありますが、それがたまたま国会の最終日でございましたので、午後十時に参りまして、他の法案と一緒にやりましたからして、この弁護士法の一部改正の、いわゆる参議院修正案を呑むことができて、一括して七法案とも衆議院の議決通りということになりました関係上、折角参議院で御修正下さつたものも一応現行法のように弁護士法がなつたわけでありす。その後いろいろ折衝を重ねた結果、税理士の適用に是非こうしたような点を活かしたいというわけで、原案ができたわけでありまして、その後申上げたような結果によりまして、衆議院におきましては両方で妥協ができた、いわゆる法務委員会も大蔵委員会も妥協ができて、こういうふうになつておりますから、恐らく弁護士会の各位も、これは国民の代表であります衆参両院でできた以上は御了承願えるものと私は信じておる次第であります。

○木村福八郎君 一番問題になる点は、弁護士法の第三条第二項が、仮に實質において削除に等しいということになる場合ですね、問題は結局税関係についていろいろ訴訟とか紛争とか、いろいろ起きた場合に保護してもらふ人の立場ですね、立場が監督権の一部が国税局長又は税務署長の一部を取扱わしめるようになった場合に、現在より不利になるのではないか、この点だと思ふのですが、そのことがはつきりすればその問題ではないと思ふ。私今までの経過は知りませんから皆さんで御質問してあるかも知れませ

んが、全然白紙で御質問しているので、その点はどうなんですか。

○衆議院議員(三宅則義君) 私から一応御説明申上げまして、あと説明員のほうから説明があると思いますが、我々我々としたしては是非ともこの正しい納税、こういうことを基本的に考えまして、シャープ勧告案にもあります通り自分の税は自分で計算をして出す、こういうのが根本であります。が、たま／＼自分の税金を自分で計算する能力がない、若しくは法令等において不十分な場合には税務代理士がやる、今日の税理士に頼んでやつてもらふ。これが中心でありまして、この法を守る点につきましては、弁護士さんが在朝法曹と同じように人事の交流まで弁護士さん出身にして、又判事検事さんと同様な年限がありまするならば、これは最高の地位にもつくことができますように、裁判所のほうは改正になつておるわけであります。が、将来において我々としたしては、税理士出身者におきましては、或いは税務署長にもなり、国税庁長官にもなり得るというように、高度に持つて行きたいというのが、立案者の根本の理由であつたわけでありまして、まだそこまでは行つておりませんが、我々としたしては、税理士は公正にして、納税者の本當の味方である、正しい味方である、国税庁長官若しくは税務署長は官僚風を吹かすべきではない。正しい要求に対しては真正面からこれにぶつかつて直してやる、こういう公平な見地に立つてやろうというのが、税務代理士を作り出した根本の趣旨でありますので、必ずしも納税者が不利になるとは私も思つておりませ

ん、又税務官庁職員も税理士法の確立によりまして、自衛自戒し、又納税者の便益を図るために邁進するであらうことを信じておる次第であります。何とぞ今後とも人事の交流等において丁度弁護士さんが、司法部内におきまして在野を問はず同様に取扱われまうと同様に、我々税理士会出身者が将来特に立派な行政官署の地位にも就き、交流できるのだという線にまで持つて行きたいというのが理想であります。何とぞそういう理想の下に立案いたしましたのでありますから、御心配のことがないように取扱いたい、今日は考えております。

○説明員(忠佐市君) 只今のお考えを敷衍させて頂きまして、法律上の問題を御説明させて頂きたいと思ひます。

が、先ほどお話になりましたように、この税理士法の規定が弁護士法の基本の線に触れる心配はないか、こういうお尋ねでございますが、これは我々は絶対にないと思ひます。法の整備をいたしまして、国民の基本的な権利を護るというような弁護士の本来的職責に照らしまして、税理士は何にもその点に触れていない、ただ税を通じて考えられます行政事務について、弁護士のかたが納税者のいろいろ利益を申出たことと同時に、国家の法律を正しく守つて頂くという場合におきまして、やはり本當に納税者の味方であり、或いは国家の法律の擁護者であるというやうな立場からお仕事をなさつて頂くにつきましては、登録の際いろいろの要件を一応調べさせて頂くとか、或いは弁護士会が国税局長に通知をいたします際に、弁護士会が独自の判断を加えて頂くということは、成るほど当

然に税理士業務が行えるという規定の上からは多少制限のような嫌ひがあると思ひます。併しそれが弁護士の本来の業務の執行であり、且つ税務行政を適正に行う、これによりまして財政を通じて国家法秩序というものが守られる点におきまして、弁護士法は厳然としてその本来の機能と使命を担うべきものである。税理士法はそれをより妥當に弁護士法の運用というやうなことに持つて役割を果たすというやうな信念を持つております。従いまして字句の点におきましては、多少不釣合の点はあるかと思ひますが、實質に遡つて考えますれば、只今のような御懸念は毛頭ないのではないかと、かように確信を持つておる次第でございます。

○木村福八郎君 この人権を守る弁護士の業務として、最近では税の問題は相当大きいと思ふのです。非常に大きいと思ふのです。實際を見まして、従つてそういう場合に人権を守る弁護士の業務において非常に大きなウェイトを持つて来てる税の問題について、その保護、擁護しなければならぬ。その立場の人が国税局長とか、税務署長に監督を受けるやうな立場に置かれるということは一つの制限になるのじゃないですか。

○衆議院議員(三宅則義君) ちよつと申上げますが、我々としたしては、立法者としては別に弁護士さんを監督するやうな意味ではないのでございまして、例えば例を申しますと、反税運動とかいうやうなふうに、弁護士さんの地位を利用してやられるやうな人は、或いはそういうことは遠慮してもらふかも知れませんが、普通の人の対しましては絶対にそんな権限を持

つて拒否するやうなことはないものであります。いわゆる国策に順応する人に対しては、決してそんな馬鹿なことは毛頭考えておりませんからして、先ず弁護士さんの基本的要件については侵害してないかと、かように私どもは了解しておりますから御了承願ひたいと思ひます。

○木村福八郎君 今反税運動とかいわれますが、そういうものは国税反則取締規則ですか、そういうところで罰せられるのであつて、そういうことを防ぐことはこういう規定を設けなくてもできることじゃないのですか。

○衆議院議員(三宅則義君) やはりこの税務代理業務を行います税理士につきましては、まじめに納税者の味方になり、又国家の要望にいたしますところの徴税方法にも努力するという線を強く出したいという意味におきまして、決して弁護士さんが拒絶するとかというやうな気持はございません。ただこういう点を一つ御心配があると思ひますから申上げておきますが、二枚看板になつて税金が殖えちや困る。こういうのがありまして、例えば弁護士で二万円、税理士で二十万円、こんなふうになつたんじや困るから、何とかしてくれという意見もあつたのであります。が、私どもは二枚看板だからといって必ずしも二重にするとは限りません。正当な税金の計算をいたしまして、正しい納税をするという点を考えておりまして、税務署長若しくは国税庁長官が、二枚看板だから二倍出せというやうな、そんな馬鹿げたことを言うことはありませぬし、正直に申告してもらふ。この点を強く出しますためにい

たしたわけでありまして、繰返して申します、弁護士さんの権利は決して害していない。かように考えておる次第であります。

○木村義八郎君 具体的にいいますと、いわゆる反税運動にはいろいろの形があるかと思うのですが、そういうものはやはりこういう形で一つ予防しよう、こういう意図もあるわけですか。例えば弁護士の人で左翼の弁護士がある、そういう弁護士が税理士になつた場合、税の問題を取扱う場合、そういう人が非常に強硬に納税者の立場に立つていろいろ反対する、又不当な課税、そういうものを擁護する場合、そういうような場合、それはそういうことは困るといふのでそれを予防する、あらかじめ、こういうような考えも含まれておるかどうかなんです。

○衆議院議員(三宅則義君) ちよつと申上げておきますが、納税に関して極端に反税運動をするような人は勿論そういうことになるかと思ひますが、正しくいたしまして、税法に規定してあります事柄、若しくは税理士法で規定してあるところによつて正々堂々と……おつしやつたように、決してそんなことはありせん。ただ民衆の先頭に立つて赤旗を振つたりなにかして煽動されることはかなり過去にあつたのでありますが、そういうかたは多少遠慮願わなければならんと思ひますが、正しい要求に対しては絶対にそういうことは無いと思ひます。

○木村義八郎君 それは正しい、正しくないは実際問題として非常にむずかしいと思ひます。どこが反税運動で、どこが反税運動でないかというところは非常にこれは事実問題として取上

げなければならぬのですが、私は、そういう片方で国税反則取締規則みたいなものがあつて十分なんだと思ふのですが、併し税の問題については、よほど納税者の立場というものは今苦しいわけなんです。苦しいわけであつて、これを擁護し、保護するほうの立場をこれを弱めるといふことについては、我々相当考えなくちゃならないのですが、併し勿論それが非合法な反税運動ということになれば、これは問題外でありますけれども、併し成るべくその保護する、擁護するほうの立場を少しでも強くするほうが我々としては希望するのであつて、それを弱める方向に少しもこれによつて持つて行かれるということになると、結果は却つて悪くなる。今まで通りであれば弁護士は弁護士の立場として、相当納税者のほうの立場を守り得るけれども、勿論今度は登録或いは通知によつて国税局長或いは税務署長の監督を受けるようなことになるか、仮にそういうことになれば擁護しにくくなると思ふのです、従来よりは。そこが一番問題じゃないかと思ふのです、実際問題として。その点がむしろ注意されるわけで、それが何らの実害がないということになれば、そう問題にならないわけですが。

○衆議院議員(三宅則義君) 私どもは決してそういうふうな実害はなくて、正しい方向に納税者を導き、又国家のほうもそういうような正しい税務代理に對しましてはよく奨励いたしまして、税の円滑を期したい、かように思つておりますから、只今のような御心配はなからうかと今日は考えております。

○説明員(忠佐市君) 只今のお懸念御尤もだと思ひます。それで法的な措置をいたしましては、税理士法の条文の中に代理の権限をはつきりさせてございまして、従ひまして代理の権限におきまして認められておる税理士法の権利は、これは法律にあらざれば動くことができない。従ひまして、代理の権限が一旦与えられれば以上は、どこまでも本来の職責が盡しになれる。その点について行政部門における干渉というものはございせん。但し先ほど申上げましたように仕事につきまして御報告を頂くとか、或いは帳簿を付けて頂く、かようなことになりまして、これはもう当然そういうことをなさつて然るべきであつて、毫も行政権による干渉ということはないと思ひます。さうな見地に立ちまして、事務的に多少の煩雜はあろうかと思ひますけれども、根本的に正當にお仕事ができるという場合におきましては、本来の地位に對して何にも制限が加えられないと考へます。その前に通知或いは登録というふうな行政手続が必要だといふ問題がございまして、これは行政庁にとりまして、或いは国家の財政、国庫の側といたしまして、税がどの程度円滑に適正に行われるかどうかということとは非常に重要な問題でありますので、どなたが税の仕事なさつていらっしゃるかといふことをはつきりさせて頂くために、このような措置が必要である。而もその際過去において何びとが考えまして行過ぎであるというふうな、秩序を破壊するような行為のありました場合にございまして、そのようなかたが税のお仕事をなさることは少くとも好ましくない、その点だけははつき

りとさせたいというつもりでございまして、そのような懸念がない場合におきましては、只今三宅議員からお話のございました通り、何にも痛痒を感じないでいたはずだ、かように考えられるわけでありまして。

○小林政夫君 今の好ましくない人に税理業務をやらさないといふことは何によつてできるわけですか。

○説明員(忠佐市君) この登録の場合におきましては、過去において脱税その他の事項が明らかであつたという場合には、登録をしないという規定がございまして、通知の場合は明確にそのやうなことはございせんが、弁護士会を經て国税局長に御通知をなさつて頂く場合に、弁護士会のお考えによりまして通知がいつ国税局に入るのか、そのやうな一応の御判断が入るのではあるまいかと、かような気がいたします。

○小林政夫君 それと関連いたしまして、今度の改正案によると、最後の三十一項の「弁護士法の一部を次のよう

に改正する。第六条第三号「税務代理士であつて許可を取り消され、」を「税理士であつて登録を取消され、」に改める。」と、こう書いてありますが、登録してゐる人はそうなるが、通知だけでやつてゐる人の場合はおかしくないですか。

○説明員(忠佐市君) 通知の場合におきましては、先ほど申し上げましたように、税理士法の規定によりまして、例えば処罰を受けるという場合におきましては、それが弁護士法の六条の本文によりまして、弁護士法の資格を失うと、かような結果になります。多少道は廻りくどいわけですが、法的な措置といたしましては、結局同じ結果に

なると、かようなことを一応考へております。

○小林政夫君 そうすると、今の弁護士会、先ほどの話でも弁護士会が通知を取継ぎまして、自主的に弁護士会においてそういう不適任者は通知させないようにする、ということも期待されてゐるわけですね、併し、それだけの弁護士会というものを重んじられるとするならば、午前の議論に帰るわけですが、特に通知を法的に強制するという根拠が甚だ薄弱になるかと思ひます。ただ誰がやつてゐるか、という範囲を知るだけになるか、ということになります。而も附則第三十一項で改正されようとしてゐるいわば税理士としての資格を失つたものは、当然弁護士の資格を失うのであるといふところまではつきりしておくらば、通知義務を課さなくては、何か悪いことがあつたら弁護士をやめさせるということによつて、十分税理士としての職務を弁護士さんが行われる上においての監督というか、牽制ができると思ひます。

○説明員(忠佐市君) 一応御意見としては只今のような御意見が立ち得るかとも考へますが、しばしば繰返して申し上げます通り、一応行政面においてはつきりとお立場を明らかにしておいたほうが適當である。そのお立場をはつきりするという前提に立つて、又それに対応する法律の規定を設けて参る。これが現在の段階において一応の結論としては正しいといふことを考へておるわけでございます、御意見の点につきましては、なお将来研究をさして頂きたいと、かように存する次第でございます。

○木村福八郎君 国税庁長官の監督に付することになる、その監督に付するといふ場合は具体的にどういふことなのであるか、これを聞きたいのです。それがわかれば相当問題はつきりすることと思ふのです。

○説明員(忠佐市君) 事柄は二つございいます。一つは懲戒処分を行い得る場合がございいます。四十四条の規定によりまして戒告と一年以内の税理士業務の停止というやうな国税庁長官の処分ができる。その懲戒処分の理由はどういふ理由かと申しますと、四十五条に書いてありますやうに、税理士といふのは弁護士と混同することになるかと思ひますが、弁護士が「故意に、真正の事実を反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき」といふ、これはもう明瞭に不正の事実があつたことになると思ひます。それからもう一つは脱税について指示をし、相談をしその他これに類似する行為があつた場合、このやうな場合においては国税庁長官が税理士業務について戒告し、或いは税理士業務の停止をするとかやうなことになる次第であります。それからその二は、手続上の関係でございまして、第五十五条、提案は五十四条でございしますが、修正案が出ておまして、五十五條に相成ります。この規定によりまして、その行ふ事業について勧告し、それから質問し、帳簿書類の検査をすることができるといふ規定がございいます。併しこれは行政上の調査材料を集めるだけだといふことで、これによつて根本的な監督といふやうな問題は起らない。従ひまして弁護士本来の地位といふものは何らこの点は容喙をするものではないといふやうに考え

ておる次第でございいます。

○木村福八郎君 そうしますと、若し懲戒処分を受けた場合、税理士の業務の停止、そういう場合、当然弁護士は税理士に今までなれることになつておつたのですが、税理士の業務を停止されることは、先ほどお話があつたやうに弁護士業務の停止されることになつてゐるのですか。

○説明員(忠佐市君) 通知をいたした弁護士のかたが、一年以内の税理士業務の停止を受けた場合は、弁護士の資格はその後お持ちになります。資格は失ひません。ただ弁護士のかたが登録をして税理士の資格をお持ちになり、そして税理士の登録の取消しを受けた場合は、弁護士の資格を一定の間失う、かやうな規定になつております。

○木村福八郎君 ですからこれは非常に重大な問題じゃないのですか。若しかこれが正当にやればよいが、若し間違つて適用されたら、非常に重大な弁護士業務に対する制約になることが明らかだと思ふのです。これは非常に重大な問題だと思ひます。もう一つ税理士法の第三十六条ですが、「税理士は、脱税につき、指示をし、相談に応じ、その他これらに類似する行為をしてはならない。」この場合脱税といふことの認定を誰がやるのですか。

○説明員(忠佐市君) 第一点第一点の問題は、これは私たちがさういふには考へておりませんと申しますのは、現在の弁護士法において、税務代理士であつて許可を取消された者は弁護士の資格がないと規定しております。それを税理士に改められました結果、税理

士であつて登録を取消された者は資格がないといふやうに一応法文の整理をいたしただけでありまして、實質的には従来の改正と同じでございいます。ですからこの点については只今の御意見のやうにはならないとまあ考えます。それから第二の問題の、脱税相談の、脱税の認定如何といふ問題でござい

ますが、これは法文の上から申しますれば、二通り結論が出て参ります。先ずこの三十六条につきましては、罰則をいたしまして五十八条の規定がございいます。五十八条で、例えば三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処するといふ場合には、これは檢察官の起訴によつて裁判所に事件が繫属する、従つて裁判官が判断することになります。なほ一面におきましては、この規定と、先ほど申上げました四十五条の規定によりまして、国税庁長官は懲戒処分ができる。従ひまして裁判所の認定と、それから国税庁長官の認定と二つあるわけでございいます。従ひまして結論をいたしましては、脱税といふ問題は先ず裁判所において如何なる判断をなすべきかといふことによつて国税庁長官が事實上羈束されるのではな

いか、かやうに考えます。さやういたしますれば、脱税と申しますのは、現在の段階において考えられております、故意に税金を免がれたといふあ

の場合の範囲を以て、特に正当に納むべき税を免がれたといふ解釈が当然そこに入つて来ていゝと考へております。

○油井賢太郎君 関連して……、只今の忠さんの前の答弁のうち、ちよつとお聞きしたいのですが、税理士であつて登録を取消された者は弁護士の資格

がなくならないのですが、若し登録しないで通知だけの弁護士はどういふやうになるのですか。

○説明員(忠佐市君) その点はいかやうになるかと思ひます。登録の取消しといふ規定が、通知をいたしました弁護士のかたには適用ございせん。従ひまして、登録の取消しによつて弁護士の資格を失ふといふことは起らないはずでございいます。ただ一年以内の業務の停止というやうな懲戒処分を並行して税理士法の他の罰則規定に触れれば、刑事処分を受ける。その刑事処分を受けた結果、弁護士法の六条に該当いたしました弁護士資格を失ふと、かやうなことが起る場合がありはしないか。法律の解釈をいたしましてはさやうに考えられる次第であります。

○木村福八郎君 それは従来と同じ事柄、實質には変らないといひますけれども、今度は国税庁長官の監督に服するから、そこで問題が重大になると思ふんです。従来と私は違ふと思ふんです、このところが。それで、国税庁長官の監督に服して、さつきのやうな規定が適用される。そのために或いは登録を取消されたり、業務を停止されたりして来るわけですね、ですからその影響は非常に大きいし、これまでと違ふわけだと思ふのです。それを同じといふことがあつたけれども、私は違ふと思ふのです。ですからこの影響するところは大きい。国税庁長官の監督に服したために……。今お話では、通知の場合にも、結局それは弁護士法で六条に今おつしやつた適用があつて、結局弁護士の資格も取消されるといふやうなこともあるといふことになつておるんじゃないです

か。

○衆議院議員(三宅則義君) 私先ほど申したのでありますが、この前第五国会の時に、当然できるといふのを、参議院の大蔵委員会御修正を願つたわけでありまして、弁護士はやはり登録をしてやると、こゝういふやうになつたわけだと思ひますが、その後におきましていろいろな事情で、先ほど申したやうに国会の最終日でありましたために、一応参議院の修正を呑むことができず、全部蹴つたわけでありまして、かやうな法案になつたわけでありますが、全体から考えまして、是非登録をして頂くことが我々といひまして望むところでありまして、それを妥協案といたしまして、通知を以てこれに代へるといふやうにいたしましたわけだと思ひますからして、多少のそこへ食違ひがあるかと思ひますが、この精神に對しましては、弁護士のかたも税務代理ができるといふことは當然認めておりますが、その行政上は税務代理士といふゆる税理士の範囲といふやうに限定いたしておりますから、御了承願えないものでございまいしょうか。特別にお願いいたします。

○説明員(忠佐市君) 只今の三宅議員のお考えはさうであらうと思ひます。実は弁護士のかた、公認会計士のかた、或いは試験を受けて税理士のお仕事をなさるかたがございいますが、一応弁護士以外のかたで税理士の仕事をやつて参りますことにつきましては、行政上必要ないやうな法的規制に服すると、弁護士が当然に税理士業務ができます場合に於いて、同じ仕事をしておる場合に、他の人に適用される法律が適用されないといふかといふ

問題になつて参りますと、やはり行政上必要とする一応の法的手続には同様に服する必要がある。この範囲を出でないわけでごさいます、それが弁護士の本来の資格その他について制約を与えるものではないと、まあこのような観点から、只今お話されたものと考へております。

○木村福八郎君 実際問題としてこれを厳密にやつて行けば、解釈して行けば、脱税について指示をしたり何かしちやいけないということになるというのですけれども、この脱税というものの規定が嚴重になれば、今まで税理士とか弁護士とか、そういう場合は、多くは常識として如何にして税金を負けてもらうかということが頼みに行く大部分だと思ふのです。それではどの程度が合法的な脱税であり、どの程度が非合法的な脱税であるかは問題であると思ふのです。勿論政府でも、法律で脱税を許しておるのですから、脱税を許すというのは少し変かも知れませんが、許しておるのですから、例えば前のシャウプさんの勧告した無記名預金とか、そういうものがあつたんですから、あるのですけれども、これもこの範囲がはつきりしませんと、これは非常に大きな問題となるのです。脱税というのをどういうところを以て脱税というのかです。

○説明員(忠佐市君) 御尤もの御心配だと思ひます。それで実は先ほども申し上げました通り、脱税は如何なるものを以てそれと考へるかということにつきましまして、大体において裁判所の判例が確立したと思ひます。申告納税でございますと、申告書を故意に偽つて、低い申告をして、本当に納めればこれ

だけであるという税を免かれるということでごさいます。従ひまして一応相談を受け、或いは代理をするという場合におきまして、本当の税額はこれだけであるということがわかつておるにもかかわらず、殊更に低い申告を出してやつたら、或いはその事実を強調したしたりいたしますれば、これは脱税ということに相成るのではないかと。現在の刑事判決によつて確立されかけておりますところの脱税の考え方が、やはりこの条文の解釈の基礎になるものである、かように考へる次第でございます。

○理事(大矢半次郎君) ほかに御発言もないようですから、質疑は盡きたものと認め、直ちに討論に入ることに御異議ございませんか。ちよつと速記をとめて。

午後三時十九分速記中止

午後三時二十九分速記開始
○理事(大矢半次郎君) 速記を開始して下さい。

○佐多忠隆君 御存じの通りに北海道開発法案が出て参りまして、そのために五日間会期延長をされてゐるのです。この問題はほかの地方行政、建設その他各委員会と連合審査をやつてゐるのですが、大蔵委員会でも関連する事項が相当たくさんあると思ひますので、大蔵委員会もこの連合審査に参加することを求めたいと思ひます。が、そういう提案です。

○油井賢太郎君 結構なんです、具体的にはどういふ点が重要なんです。

○佐多忠隆君 一番問題は地方税の負担が殖えるかどうかという問題に関連して、租税徴収の現地徴収の問題と、

それからもう一つは直轄事業は全部中央で一括してやるということになつておるのです。そうすると土木請負業者等の問題に関連して、現地の資金の問題や金融上の問題も相当出て来るのです。それらの問題で、税の問題とそういう金融との問題で、それと関連する事項があるから、それに関連した質疑等は、大蔵委員会としてもはつきりして置いたほうがいいのじやないか、そういう意味で提案したのです。

○理事(大矢半次郎君) 佐多君の動議に皆さん御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○理事(大矢半次郎君) それでは連合委員会に加わることを要求して置きます。通産政務次官がお見えになつておりますからして、御質問があつたら御発言願ひます。

○油井賢太郎君 日米経済協力について先般周東安本長官から政府の方針についての意見は承つたのです。併しながら安本長官と別の角度から最も関連の深い通産関係の意見を今日は承わりたいと思ふのでありますが、政務次官といまして具体的に御説明願ひたいのは、日米経済協力によるところの、日本からアメリカに出すところの品物は、どういふものが一体対象となるか。更にそういうものに対する資材をどういふふうにするかという点と、それに関連しての資金問題、この三つの点について御意見を承わりたいと思ひます。

○政府委員(首藤新八君) 日米経済協力問題につきましては、最近非常に具体的に進捗しておるかのようには伝えられておりますが、今日まで政府と司令部との折衝の結果におきましては、まだアウト・ラインを一応承知したという程度に過ぎないのであります。従つて私も個々の問題につきましましてこれ申し上げ得る段階には到達してないのではありません。ただ實際承知しておりますアウト・ラインの範囲内において申し上げますれば、日本の産業進展のために、特にアメリカ側は熱意を持つておる。従つて可能な範囲内において日本に発注をいたしたい。そうして発注のためには発注の調整機関を作り、且つ日本にその支部をいいますか、発注事務所の一部を日本に置く、但しこれは相当時間を要する。そこで日本側におきましても先方の発注機関に即応するような受注の調整機関を作つてもらいたいということ。更に購入方法は一般の入札に付するのであります、いわゆる競争入札でございます。日本に特典を与えない。日本の現在の物価から見ますと、相当困難があるのではないかと考へられるから、少くともインフレが急速に終息するような措置を講じて、この入札に應じ得るような態勢をとることが最も必要である。これがためには原料の輸入に對しましては特に関心をもち、特に戦略物資の原料の獲得に對しては金融面にまでできる限りの便宜を与える。更に電力の問題は一応議論の段階が済んで、プライベートに金融の借款の交渉を進めておる段階に到達してゐると思ふのです。更に原料の獲得はできるならば東南アジアを積極的に日本の力によつて開発することが望ましい。これがた

めに必要とするところの金融に對しましては、できる限り援助をいたすという大体アウト・ラインであります。大綱の指示は受けておるのであります。従ひまして、只今御質問にありました、どういふ種類のものに発注があるのかという個々の問題がまだ決定しておりませんが、少くとも今日の折衝の上で受けた感じからいたしますれば、やはり戦略物資が相当多いのではないかと。そうしてその戦略物資の原料は先ほど申しましたごとく、できる限りそれが獲得に、金融面におきましても、或いはその他の面においても、便宜援助を与えるということになつておるのであります。只今通産委員会に御審議を願つておりますところのニッケルの販売価格を特別の安値で販売するといふ法案をお願いしておりますが、これらもその一環でありまして、特に特需用として三百六十トンの輸入が近く行われるのであります。これらのものは原価に諸掛りを加えた値段で、それぞれの需要家に配給をいたすということになつておるのであります。とおおむねこれに似たような国際価格にマッチできますように、政府としては今後とも行政面において格段の措置を講じたい、そうして戦略物資のみならずその他の物資も国際価格を以て入札のできますような態勢に指導して行きたいといふふうを考へております。

それにもう一つは、東南アジアの資源開発と併行いたしました、東南アジアにも日本からの製品を供給したいといふ、或いは今日までアメリカに東南アジアから発注しておりました、いわゆる注文しておりました民需物資も、今

後アメリカの軍需生産の速度如何によつては、当然日本に相当のものが振替られて来るのではないかとというような気持ちもいたしますので、それに即応いたしますために、現在から準備をやつて置きたいと、かように考えておるのであります。先ほど申し上げましたごとく、まだ業種の個々については何ら明確にお答えできません。指示を得てはいないのであります。

くが国際価格とマツチしておると考えていいと思ひます。従つてこれらのものに対して、統制をやつたからといって、それがために値段が下るということとは到底期待できないのであります。ただ日本の特殊需要と申しますが、鉄鋼のようにあらゆる条件が非常に不利な立場におかれておる、これも昨年までは中華のほうから原料を獲得いたしておつたのであります。が、昨年十一月に中絶をいたしました関係上、爾来アメリカから強粘結炭、或いは鉄鉱石の大部分を輸入しておるのであります。が、中華から輸入いたします場合には、運賃が大體四ドル、或いはインド辺から輸入いたしますものは十ドル乃至八ドルであつたのであります。が、アメリカから輸入いたします結果、尤もその後世界的に運賃の非常な上昇を見ましたが、二十三ドルというような高運賃の時代がありました。而もこの高い運賃を払つて輸入いたす。更にその製品を又同じ高い運賃を以て輸出するということ自体が、日本としては、殊に鉄鋼事業にとりましては、非常に悪い条件でありまして、これらが金融措置その他の対策を以ちまして、到底その原因は解消できにくいのでございます。司令部のほうからはインフレを終息してもらいたいという強い要望があります。従つて他のものにつきましては、政府として可能な金融面、或いはその他生産の合理化等々につきましては、格段の指導が可能であります。けれども、かような根本的な悪い条件を解消することは到底至難であることは考えられますので、一応その点は日本の特殊事情を詳細に説明いたし、併せて今後これらの悪い条件を漸く解消いたしますためには、先ほど申しましたごとく、近距離である東南アジアの地下資源の開発に積極的に邁進すべきである。こういうことによつて安い原料を獲得いたし、そうしてできる限り速かに国際価格にマツチする。かような方針を進めて参りたい、かように考えておるのであります。

○木村福八郎君 もう一つ先ほどのお話で、日本の力で東南アジアを開発することに努力をして欲しい。こういうお話でありましたが、前にいわれるポイント・フォア計画によると、結局アメリカがアジアに相当援助した、それがこつちへ廻つて来るという御説明であつたと思ひますが、先ほどの御説明では、日本の力で東南アジアを開発する。そうすると日本から相当機械とかそういうものを輸出するわけですね。そういう場合の資材関係ですね。こういうものはアメリカのほうから面倒を見てくれるのかどうか。

○政府委員(首藤新八君) この点は明確になつておりませんが、一応原則としては、日本から設備その他を輸出いたして、そうして直接開発して、生産した原材料を日本へ輸入するという建前をとつております。但し急速に日本でそういう設備がでないものが仮にあるといたしましたならば、アメリカから輸入することも困難ではないかという見通しであります。

○木村福八郎君 黄田さんがこういう問題に關連して何か言つたようですが、物資割当の問題ですね、これはどうなんですか、黄田さんあたりから何かその報告でもございましたかどう。この物資割当の問題は今どういふ方向にあるのでしょうか。

○政府委員(首藤新八君) 黄田ミッシヨンの今マツチしておりますのは、主として国際物資の割当であります。今日まで日本がこれに關与して、供出の義務を負いますのは硫黄であり、主要の数量と、日本の生産、国内の消費、それを計算いたしまして、どの程度を決定するか。向うの要望するだけ供給できないのじやないかという点を折衝しておりますが、その他の問題についてはまだ具体的に要望しておりません。

○理事(大矢半次郎君) 速記を始め。

○木村福八郎君 只今大體のアウト・ラインをお願いしましたが、一番重要な点は価格の面ですが、国際価格で入札できるような措置を講じなければならぬというようなお話でございましたが、大體この今の日本の物価水準で、国際価格と比べてどの程度の開きがあつて、どの程度までそれを抑えなければならぬか。そのことについてはまあ間接統制ですね、金融措置とか、財政措置その他でございますが、通産省あたりではこのニツケルの問題もその一つかも知れませんが、使用制限とか、その他そういう統制面の問題もやがて起つて来るのではないかと思ひます。そういう国内物価を国際物価に調整するその大體の方針、それはどういふふうにお考えになつておりますか。

○政府委員(首藤新八君) この点は明確になつておりませんが、一応原則としては、日本から設備その他を輸出いたして、そうして直接開発して、生産した原材料を日本へ輸入するという建前をとつております。但し急速に日本でそういう設備がでないものが仮にあるといたしましたならば、アメリカから輸入することも困難ではないかという見通しであります。

○油井賢太郎君 大體御説明は何つたのですが、私の一番心配するのは、アメリカで以て今度の特需問題で日本に協力を仰ぐという場合に、日本のインフレを抑えるということは大體わかつたのですが、ところがインフレを抑えるのじやなくて、非常に物価を安くして買取りたいというふうなところまで行つてしまつと、何のために日本が協力するかわからなくなつてしまふのですけれども、そういう点に対する通産省側の見解なり、見通しなりをこの際聞かして頂きたいと思ひます。

○政府委員(首藤新八君) 油井委員の御意見通り、現在は日本の経済の実態は、インフレと言うよりも、むしろデフレと申上げたほうがそれの中する要素が多いのではないかと、いふふうに見ておるのであります。現在インフレの傾向を持つておりますのは、鉄鋼、セメント、繊維、パルプ、極く少数の産業でありまして、而もこれらの股脈産業はセーラース・マーケットになつておるのであります。これまでは要するに手形或いは月末勘定でよかつたものがこれらの産業は昨年来現金或いは即時払というふうになり、すべてがキャッシュ・オブ・デリヴァリー、こういう方法をとられておりますために、而

○政府委員(首藤新八君) 御承知の通り現在は、自由経済を自由党は原則としております。同時に物の輸入は民間貿易に委託しておるのであります。少なくとも現在の輸入品は、ことごとく

くが国際価格とマツチしておると考えていいと思ひます。従つてこれらのものに対して、統制をやつたからといって、それがために値段が下るということとは到底期待できないのであります。ただ日本の特殊需要と申しますが、鉄鋼のようにあらゆる条件が非常に不利な立場におかれておる、これも昨年までは中華のほうから原料を獲得いたしておつたのであります。が、昨年十一月に中絶をいたしました関係上、爾来アメリカから強粘結炭、或いは鉄鉱石の大部分を輸入しておるのであります。が、中華から輸入いたします場合には、運賃が大體四ドル、或いはインド辺から輸入いたしますものは十ドル乃至八ドルであつたのであります。が、アメリカから輸入いたします結果、尤もその後世界的に運賃の非常な上昇を見ましたが、二十三ドルというような高運賃の時代がありました。而もこの高い運賃を払つて輸入いたす。更にその製品を又同じ高い運賃を以て輸出するということ自体が、日本としては、殊に鉄鋼事業にとりましては、非常に悪い条件でありまして、これらが金融措置その他の対策を以ちまして、到底その原因は解消できにくいのでございます。司令部のほうからはインフレを終息してもらいたいという強い要望があります。従つて他のものにつきましては、政府として可能な金融面、或いはその他生産の合理化等々につきましては、格段の指導が可能であります。けれども、かような根本的な悪い条件を解消することは到底至難であることは考えられますので、一応その点は日本の特殊事情を詳細に説明いたし、併せて今後これらの悪い条件を漸く解消いたしますためには、先ほど申しましたごとく、近距離である東南アジアの地下資源の開発に積極的に邁進すべきである。こういうことによつて安い原料を獲得いたし、そうしてできる限り速かに国際価格にマツチする。かような方針を進めて参りたい、かように考えておるのであります。

○木村福八郎君 もう一つ先ほどのお話で、日本の力で東南アジアを開発することに努力をして欲しい。こういうお話でありましたが、前にいわれるポイント・フォア計画によると、結局アメリカがアジアに相当援助した、それがこつちへ廻つて来るという御説明であつたと思ひますが、先ほどの御説明では、日本の力で東南アジアを開発する。そうすると日本から相当機械とかそういうものを輸出するわけですね。そういう場合の資材関係ですね。こういうものはアメリカのほうから面倒を見てくれるのかどうか。

○政府委員(首藤新八君) この点は明確になつておりませんが、一応原則としては、日本から設備その他を輸出いたして、そうして直接開発して、生産した原材料を日本へ輸入するという建前をとつております。但し急速に日本でそういう設備がでないものが仮にあるといたしましたならば、アメリカから輸入することも困難ではないかという見通しであります。

○油井賢太郎君 大體御説明は何つたのですが、私の一番心配するのは、アメリカで以て今度の特需問題で日本に協力を仰ぐという場合に、日本のインフレを抑えるということは大體わかつたのですが、ところがインフレを抑えるのじやなくて、非常に物価を安くして買取りたいというふうなところまで行つてしまつと、何のために日本が協力するかわからなくなつてしまふのですけれども、そういう点に対する通産省側の見解なり、見通しなりをこの際聞かして頂きたいと思ひます。

○政府委員(首藤新八君) 油井委員の御意見通り、現在は日本の経済の実態は、インフレと言うよりも、むしろデフレと申上げたほうがそれの中する要素が多いのではないかと、いふふうに見ておるのであります。現在インフレの傾向を持つておりますのは、鉄鋼、セメント、繊維、パルプ、極く少数の産業でありまして、而もこれらの股脈産業はセーラース・マーケットになつておるのであります。これまでは要するに手形或いは月末勘定でよかつたものがこれらの産業は昨年来現金或いは即時払というふうになり、すべてがキャッシュ・オブ・デリヴァリー、こういう方法をとられておりますために、而

も資金源は昨年と同様の立場に置かれておるのであります。そうしてその中からこういう股賑産業に全部が現金を吸収されておる。もう一つは、昨年に比較しまして物価が三割乃至四割は平均して上昇いたしております。もう一つは、日本の生産指数が昨年に比較しておおむね三割上つておるのであります。もう一つは昨年朝鮮事変勃発以来どうしても経済自立を早めなければならぬ。それがためには物資の輸入をできる限り急ぎ、できる限り多くしなければならぬという考えから、昨年七月以降本年三月までにおおむね十七億ドルという巨額の輸入を遂行いたしましたのであります。これがためにニューゼンその他の措置によつて輸入の便宜を図りましたが、それ／＼の期限が大体到来して参つた。従つてそういう面にも相当巨額の資金を吸収されるということに相成つております。もう一つは、この巨額の輸入をいたしたたあげく、国際物資が大体中立的な反動期に入つておりますので、輸出の増進と生産の増加と相対して、先ほど申し上げました特殊の股賑産業を除いた以外のものは、殆んどがデフレ的な様相を呈しておるが現状であります。特に金融問題は、先ほど申し上げましたごとく、特殊の股賑産業並びに巨額の輸入資金に吸収された関係上、その他のものは、一応空白状態になつておる。いわゆる資金源が、先ほど申し上げましたごとく、昨年と同一でありまするために、片一方に偏在して、その他の面には空白状態になつておるといふのが現在の金融の実相だと考えられるのであります。そこで然らばこれを放任していいかどうかということになり

まするが、若しこのまま放任いたしましたれば、一般中小企業に与える影響は極めて深刻なるものがあるかも知れません。通産省といつたしましては先般来極力金融の疏通に關していろいろ／＼の手を打つておるのであります。先ほど申し上げましたごとく、何と言つても資金源が同一である。非常な卑近な例であります。昨年までは三つ子であつた、本年は五つ子になつたが、五つの子供に三つ子の着物を着せようというのが今の金融状態と申してもいいかと思うのであります。そこでどうしてもこの不足分を殖やすか、或いは延ばしてこの困難な金融の問題を解決しなければならぬ。そこで資金源を殖やすということは容易ならぬ問題であります。当面その他の方法によつて金融の疏通を図りたいという考えから、日銀或いはその他の特殊銀行、或いは為替銀行個々に對して通産省としてはそれ／＼今折衝をいたしておるのであります。明後日六月一日にも各銀行の出席を促しまして、当面の金融問題について極力市中銀行の協力を御願したいという今準備を進めておるのであります。

○清澤俊英君 先ほどお伺いしております、大体戦略物資が中心だとかういふのですが、そうすると、戦略物資というものは戦争の危機がなくならねばずばたんと行きますが、その際の何かやはり準備はしておられるのですか。

○政府委員(首藤新八君) 日米経済協力によりまして非常に発注が殖えましても、現在の政府の考え方は、現状で生産余力を以て、余剰の能力を以てこれに充てたいというふうな考え方を保持しております。若しこのまま放任いたしましたれば、一般中小企業に与える影響は極めて深刻なるものがあるかも知れません。通産省といつたしましては先般来極力金融の疏通に關していろいろ／＼の手を打つておるのであります。先ほど申し上げましたごとく、何と言つても資金源が同一である。非常な卑近な例であります。昨年までは三つ子であつた、本年は五つ子になつたが、五つの子供に三つ子の着物を着せようというのが今の金融状態と申してもいいかと思うのであります。そこでどうしてもこの不足分を殖やすか、或いは延ばしてこの困難な金融の問題を解決しなければならぬ。そこで資金源を殖やすということは容易ならぬ問題であります。当面その他の方法によつて金融の疏通を図りたいという考えから、日銀或いはその他の特殊銀行、或いは為替銀行個々に對して通産省としてはそれ／＼今折衝をいたしておるのであります。明後日六月一日にも各銀行の出席を促しまして、当面の金融問題について極力市中銀行の協力を御願したいという今準備を進めておるのであります。

つておりますから、これがために生産を改めて拡充いたし、或いは新設するといふようなことは各企業家とも慎重の態度を以て臨むであらうと想像されておるのであります。従つて仮に將來日米経済協力によつた発注がなくなりましたとしても、これがためにそう大きな影響ありとは考えられないのであります。又同時に、御承知のごとく現在の電力事情から考えますと、この際非常に膨大な発注を受ける能力は日本にはないのであります。それだけに各企業体が特別な設備を殖やすということには考えなくてもいいのではないかと、うように一応考えておるのであります。

○清澤俊英君 そうですと、結論としては、今やつていような平和産業といひますか、こいつたものを切換えてまで戦略物資を生産するという段階は考えていないのですか。

○政府委員(首藤新八君) 原則的には考えていないのであります。民需物資を圧迫してまで戦略物資をやる必要はないと考えております。

○木村福八郎君 先ほど日米経済協力を達成する条件として、インフレを急速に収束せしめることが要望されているとお話でしたが、今の日本の価格水準が例えばアメリカあたりよりも相当向うで高いと見て、現在の水準よりもつと低くしろ、こゝういふ意味なんですか。

とは考えられないと考えております。

○木村福八郎君 そうです、大体先ほど油井氏もその点を質問されたのですが、今の物価水準を維持するといふのならさういふ／＼なフリクションは起らないと思つても、今の価格水準は高過ぎる、ですからインフレを急速に収束せよというふうな仮に若しか要望だつたら、今の状態をインフレ的に見て我々としては、インフレとしては今後が問題だと思つたのですけれども、そうしますと、今の価格水準をもつと下げてはならぬとすると、相当ドラスチックな、金融面と言いますか、財政面でもさういふ対策が必要になつて来るので、向うの感じ方が現在の物価水準よりも下げてはいいけないという考え方がどうか。

○政府委員(首藤新八君) これは司令部の考え方がはつきりどうであるということは申し上げかねますが、大体昨年末輸出の非常に大きかつた商品である鉄鋼或いは繊維、これらが輸出の非常に熱狂的な躍進から、国内価格が国際相場よりも遙かに上廻つておつた。特に鉄鋼は、先ほど申し上げましたごとく、事情がごとく日本に不利であります関係上、一見、事情を知らなかつたから見れば非常にインフレ的な感じを与えたのではないかと、いふうにも考えられるのでないかと、鉄鋼に對しましては日本の特殊事情をよく司令部のほうに詳しく申上げて了解を求めておるわけでありす。繊維のほうには御承知のごとく、最近供給が非常に順調になりました関係上、大体昨今急に需寄せした、これも一応国際相場に復帰したと申上げていいのじやないか。その他のものは、日本だけ特別に高いというものは、先ほど申し上げましたニッケル、或いはコバルト、或いはコットン・リンター、或いは合成ゴム、こゝういふものがあります。併しこれらは民間で輸入が困難でありますので、今後緊要物資特別会計によつて、その面で政府が輸入いたしました、そして、そうして国際価格でそれ／＼の業者に配給したいといふ、かように考えておるのであります。

○木村福八郎君 最近輸出が又ちよつと頭打ちにある。これは原因はどういうところにあるのですか。

○政府委員(首藤新八君) 的確な原因は承知できませんが、併し常識的に考えますと、昨年初朝鮮事変勃発後アメリカの膨大な軍備拡張、これによつてあらゆる物資の需要が急速に増大いたしましたので、それに便乗した各国の買物、更に仮需要と申します。思想的の需要が更に加つたために一本調子に暴騰して参つた。然るに大体これらの買物も一段落した。特にアメリカはこれ以上高い原料を使用することによつて国内のインフレを助長する虞れがある点に重大な関心を持つて、この高値の現状を、買付を暫らく見送つたといふことが動機となつて、各国の買控えとなつて、更に又値段が上つたことによつて、それ／＼の生産が非常に増加いたしておりますから、昨年の需給のバランスと今年の需給のバランスに相当変化を来たしておる。これらの事情が今日の反転を来たしておるのではないかと一応考えておるのであります。

○油井賢太郎君 只今お話の物価の高騰ですね。これは繊維製品で最近非常に騰落の激しい状態を現わしておる。

一時は、一月二月三月あたりまでは物凄く暴騰しておる。それが今度は反転して、僅かの間に人絹なんか半値になつてしまつたというような騰落の激しいことは、決してこれは日本の経済状態がノーマルではないと私は思う。極く少々の数量の増加、或いは減少によつてこういうふうな状態が出ることはこれは政策上甚だまづいと思うのです。これに対して通産当局として何か大方針を立てた根本方策が必要だろふと思うのです。而もさつきから申しましたように、大抵の場合これの原因になるのは、下落の場合には金融政策なんです。その金融政策によつて、捲き起さなくてもいい混乱を徒らに助長するといふような形になる。正常な事業もそれによつて大分影響をこうむつて来るといふことになるのです。これは通産当局として大蔵関係、或いは日銀当局に嚴重な申入れがあつて然るべしだと思ふのですが、今まで余りそういう努力をされてないか、或いは極端に言うとお通産当局の力よりも金融関係を握つておるほうが強過ぎやしないか、かように思われるのです。これは一つ率直に御意見を承わりたいのです。

○政府委員(首藤新八君) 相場の高低の甚だしいことは、もう過去十何年會つて見ない大きな波瀾だと思ひます。従つてこれ以上纖維その他が暴落いたしますれば、経済界全般に一つのパニックを起すのではないかとさへ考えられておるのであります。従つて何らかの措置を講じて、安定さしたいといふ強い希望を持ちまして、先般各金融機関には殆んど連日いろ／＼の折衝を続けております。但し何といつても日

本の現在の経済は、その基本をドッジ・ラインにおいておるのであります。従つて、そういう線から資金源を殖やすといふことに非常な困難な事情があるものであります。私も先般来日銀總裁その他に数回も會ひまして、当面の金融緩和についていろ／＼折衝いたしてあります。深く突つ込んで参れば根本的にはこのドッジ・ライン、これに行き当りますと、どうにもならんといふことになつて参つておるのであります。従つてこの困難な根本問題をこの際強くゆさぶつて見るよりも、当面の金融を多少延期するとか、或いはその他の方法によつてできる限り緩和するやうな措置を講ずることのほうが、却つて効果的でないかといふやうな気持ちを持ちまして、先ほど申し上げましたごとく明後六月一日には有力な各ローカル銀行の幹部に集まつて頂きまして、そうしてこの問題について特に協力を願つて見たと、かように考へておるのであります。

○油井賢太郎君 どうも私の質問の最後のポイントのところをごまかされちや困るのですが、大体金融機関のあり方といふものは、ものが上るときは幾らでも金を出すのです。ドッジ・ラインがどうであろうと、或いは金融引締めがどうであろうと儲かるところには幾らでも出すのですが、一旦それが下落の歩調を取るといふと、今度は急に引締めるからとんでもない困難が出る。これは通産当局の力よりも金融のほうが強過ぎるという点で、その調整が必要だろふと思ふのです。それに対して忌憚のない御意見を承わつておきたいのです。

○政府委員(首藤新八君) 理想的に言

えは油井委員の御意見の通りであります。何らかそこにコントロールするやうな方法が講じられることが望ましいのであります。銀行もやはり自由経済下における営利会社であります。それを制約するといふこと自体がむしろ法律上困難じやないかといふふうにも考えられて、それに強力な制約を加えるといふことは現在では困難であります。それかといつて放任できませんので、先ほど申し上げましたごとく極めて緩慢な措置かも知れませんが、銀行の協力を願つて、そうしてできる限り金融の疏通を図りたいという方針で進んでおるわけでありまして、できるならばそういう強力な何らかの措置によつてコントロールできればこれに越したことはないものであります。遺憾ながら現在ではそれができない状態に置かれておることを御了承願ひたいと思ひます。

○油井賢太郎君 私は最後に希望を申述べておくのですけれども、最近の日米経済協力といふやうな点に關しても、今まで申上げたやうな事態が起らないように通産当局はすべてに金融関係のほうと密接な関係を保つて、手遅れにならないように御努力を願ひたいと、強く私は希望しておきますから、手腕家である政務次官は大いに頑張つて頂きたいと思ひます。

○政府委員(首藤新八君) 了承いたしました。

○木村福八郎君 ちよつと先ほど国際稀少物資の割当について確言みたいな例が今後やはり他のものについても出て来るやうなことが予想されますか。

○政府委員(首藤新八君) 現在のところ、大体この国際物資割当會議でも日

本からは確言だけでその他は余り話題に上つていないように聞いております。

○木村福八郎君 それから向うからこちらへ割当てられるものは、これはどういふやうな……。

○政府委員(首藤新八君) 先ほど申し上げましたニツケル、これはどうしても今後とも継続して特需向に加えてもらいたい。それからコットン・リンター、もう一つ合成ゴム、これらのものは今後継続的に供給を受けたいといふことに黄田ミツシヨンを通じて折衝いたしておるのであります。

○理事(大矢半次郎君) 本日はこれを以て散會いたします。

午後四時二十九分散會

出席者は左の通り。

委員長 小串 清一君

理事 大矢半次郎君
清澤 俊英君
杉山 昌作君

委員

岡崎 眞一君
黒田 英雄君
九鬼紋十郎君
佐多 忠隆君
松永 義雄君
小宮山常吉君
小林 政夫君
油井賢太郎君
森 八三一君
木村福八郎君

衆議院議員

政府委員

大蔵政務次官 西川甚五郎君
国税庁長官 長兼大蔵省主税局長 純夫君
税制課長

事務局側

水産庁長官 藤田 巖君
通商産業 政務次官 首藤 新八君
常任委員 木村常次郎君
常任委員 小田 正義君
常任委員 會專門員 忠 佐市君
査察部長

五月二十八日本委員会に左の事件を付託された。

税理士法案(衆)

税理士法案

税理士法

目次

第一章 総則(第一条―第四条)
第二章 税理士試験(第五条―第十七条)
第三章 登録第十八条―第二十九条
第四章 税理士の権利及び義務(第三十条―第四十三条)
第五章 税理士の責任(第四十四条―第四十八条)
第六章 雑則第四十九条―第五十七條
第七章 罰則第五十八條―第六十四條
附則

第一章 総則(税理士の職責)

第一条 税理士は、中正な立場において、納税義務者の信頼にこたへ、租税に關する法令に規定された納税義務を適正に実現し、納税に關する道義を高めるように努力しなければならない。

(税理士の業務)

第二条 税理士は、他人の求に依り、所得税、法人税、相続税、富裕税、附加価値税、市町村民税、固定資産税、事業税、特別所得税又は政令で定めるその他の租税(以下「租税」という。)に関し左に掲げる業務を行うことを業とする。(以下この業務を「税理士業務」という。)

一 申告、申請、再調査若しくは審査の請求又は異議の申立、過誤納税金の還付の請求その他の事項(訴訟を除く。)につき代理すること。(以下この事務を「税務代理」という。)

二 申告書、申請書、請求書その他の税務官公署(税関官署を除く。以下同じ。)に提出する書類を作成すること。(以下この事務を「税務書類の作成」という。)

三 第一号に規定する事項につき相談に応ずること。(以下この事務を「税務相談」という。)

(税理士の資格)

第三条 左の各号の一に該当する者は、税理士となる資格を有する。但し、第三号又は第四号の規定に該当する者については、更に国税(関税及びとん税を除く。以下第四号、第二十四条及び第四十六号の場合を除き同じ。若しくは地方税又は会計に関する事務に従事した期間が通算して二年以上になることを必要とする。

- 一 弁護士
- 二 公認会計士
- 三 税理士試験に合格した者
- 四 第七条又は第八条の規定による

る税理士試験の免除科目が第六条に掲げる試験科目の全部に及ぶ者

2 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第七條第一項又は第二項の規定により同法第三條に規定する事務を行うことができる者及び公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)第十六條の二第一項の規定により同法第二條に規定する業務を行うことができる者は、この法律の規定の適用については、それぞれ弁護士及び公認会計士とみなす。

第四条 左の各号の一に該当する者は、前条の規定にかかわらず、税理士となる資格を有しない。

- 一 未成年者
- 二 禁治産者及び準禁治産者
- 三 破産者で復権を得ないもの
- 四 国税若しくは地方税に関する法令、この法律又は旧税務代理士法(昭和十七年法律第四十六号)の規定により禁以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しないもの

五 国税若しくは地方税に関する法令、この法律若しくは旧税務代理士法(昭和十七年法律第四十六号)の規定により罰金の刑に処せられた者又は国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)において準用する場合を含む。若しくは関税法(明治三十二年法律第六十一号)(順税法(明治三十二年

法律第八十八号)において準用する場合を含む。)の規定により通告処分(科料に相当する金額に係る通告処分を除く。)を受けた者で、それぞれその刑の執行を終り、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から三年を経過しないもの

六 国税又は地方税に関する法令、この法律及び旧税務代理士法以外の法令の規定により禁以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しないもの

七 懲戒処分により、税理士の登録を取り消され、若しくは税務代理士の許可を取り消され、又は税務代理士会から退会処分を受けた者で、これらの処分が確定した日から三年を経過しないもの

八 懲戒処分により、国若しくは地方公共団体の職員を免職(罷免その他免職に相当する処分を含む。)され、弁護士会から除名され、公認会計士の登録をまつ消され、計理士の業務を禁止され、若しくはその登録をまつ消され、弁理士の業務を禁止され、司法書士の認可を取り消され、又は行政書士の登録を取り消された者で、これらの処分が確定した日から三年を経過しないもの

九 税理士の登録の申請を却下された者のうち第二十二條第四項の規定に該当する者又は第二十二

五条第一項の規定により税理士の登録を取り消された者で、これらの処分が確定した日から三年を経過しないもの

第二章 税理士試験 (受験資格)

第五条 左の各号の一に該当する者は、税理士試験を受けることができる。

- 一 計理士、会計士補及び会計士補となる資格を有する者
- 二 税務官公署における事務又は国税若しくは地方税に関するその他の行政事務に従事した期間が通算して三年以上になる者
- 三 行政機関において政令で定める会計検査、金融検査又は会社その他の団体の経理に関する行政事務に従事した期間が通算して五年以上になる者
- 四 銀行、信託会社、保険会社又は特別の法律により設立された金融業務を営む法人において政令で定める貸付その他資金の運用(貸付先の経理についての審査を含む。)に関する事務に従事した期間が通算して五年以上になる者

五 法人(国又は地方公共団体の特別会計を含む。又は事業を営む個人の政令で定める会計に関する事務に従事した期間が通算して五年以上になる者

六 税理士、税務代理士、弁理士、公認会計士又は計理士の業務の補助の事務に従事した期間が通算して五年以上になる者

七 弁理士の業務に従事した期間が通算して五年以上になる者

八 司法書士又は行政書士の業務に従事した期間が通算して十年以上になる者

九 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)、旧高等学校令(大正七年勅令第三百八十九号)若しくは旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)の規定による大学、大学予科、高等学校高等科若しくは専門学校又は政令で定めるこれらの学校と同等以上の学校(以下「大学等」という。)を卒業し、又は修了した者で、これらの学校において法律学又は経済学を修めたもの

十 司法試験第二次試験又は高等試験本試験に合格した者

十一 税理士試験委員が法律学又は経済学に関し前二号に掲げる者と同等以上の学識を有するものと認定した者

2 前項第二号から第八号までに規定する事務又は業務の二以上に従事した者は、それぞれ当該事務又は業務についてこれらの号に規定する年数を十年とする割合により年数を換算してこれらの事務又は業務の二以上に従事した期間を通算した場合に、その期間が十年以上になるときは、税理士試験を受けることができる。

3 前二項の規定の適用については、第一項第二号から第八号までに規定する事務又は業務に類する事務又は業務として税理士試験委員の認定を受けた事務又は業務は、それぞれ同項第二号から第八

号までに規定する事務又は業務とみなす。

4 第一項第十一号又は前項に規定する税理士試験委員の認定を受ける手続については、大蔵省令で定める。

(試験の目的及び試験科目)

第六条 税理士試験は、税理士となるのに必要な学識及びその应用能力を有するかどうかを判定することを目的とし、左に掲げる科目について行う。

- 一 所得税法、法人税法、相続税法、富裕税法、国税徴収法、地方税法のうち附加価値税に関する部分及び地方税法のうち固定資産税に関する部分(以下「税法」という。)のうち受験者の選択する三科目。但し、所得税法又は法人税法のいずれか一科目を必ず選択しなければならない。
- 二 会計学のうち簿記論及び財務諸表論(以下「会計学」という。)の二科目。

(試験科目の一部の免除)

第七条 税理士試験において試験科目のうちの一部の科目について政令で定める基準以上の成績を得た者に対しては、その申請により、その後に行われる税理士試験において当該科目の試験を免除する。

第八条 左の各号の一に該当する者に対しては、その申請により、税理士試験において当該各号に掲げる科目の試験を免除する。

- 一 大学等において法律学又は財政学に属する科目の教授、助教授又は講師の職にあつた期間が

通算して三年以上になる者及び法律学又は財政学に属する科目に関する研究により学位を授与された者については、税法に属する科目

二 大学等において商学に属する科目の教授、助教授又は講師の職にあつた期間が通算して三年以上になる者及び商学に属する科目に関する研究により学位を授与された者については、会計学に属する科目

三 会計士補及び会計士補となる資格を有する者については、会計学に属する科目

四 計理士の業務に従事した期間が通算して五年以上になる者については、会計学に属する科目

五 所得税、法人税、相続税若しくは富裕税の賦課又は国税に関する税法の立案に関する行政事務に従事した期間が通算して十年以上になる者については、税法に属する科目のうち国税に関するもの

六 国税に関する行政事務のうち前号に掲げる事務以外の事務に従事した期間が通算して十五年以上になる者については、税法に属する科目のうち国税に関するもの

七 附加価値税若しくは固定資産税の賦課又は地方税に関する税法の立案に関する行政事務に従事した期間が通算して十五年以上になる者については、税法に属する科目

八 前号に掲げる事務に従事した期間が通算して十年以上になる者については、税法に属する科目

者については、税法に属する科目のうち地方税に関するもの

九 地方税に関する行政事務のうち第七号に掲げる事務以外の事務にもつぱら従事した期間が十五年以上になる者については、税法に属する科目のうち地方税に関するもの

2 前項第一号、第二号又は第四号から第九号までに規定する職、業務又は事務のうち、試験の免除科目を同じくする職、業務又は事務の二以上に従事した者に対しては、それぞれ当該職、業務又は事務についてこれらの号に規定する年数を十年とする割合により年数を換算してこれらの職、業務又は事務の二以上に従事した期間を通算した場合に、その期間が十年以上になるときは、その申請により、税理士試験において当該科目の試験を免除する。この場合において、第一号又は第七号に規定する職又は事務に従事した者については、当該職又は事務に従事した期間を税法に属する科目のうち国税に関するもの又は地方税に関するもののいずれかを免除する他の事務に従事した期間に通算することが出来るものとする。

(受験手数料)

第九条 税理士試験を受けようとする者は、五百円を受験手数料として納付しなければならない。

2 前項の規定により納付した受験手数料は、税理士試験を受けなかった場合においても還付しない。

第十条 税理士試験委員は、不正の手段によつて税理士試験を受け、又は受けようとした者に対しては、その試験を停止し、又は合格の決定を取り消すことができる。

2 税理士試験委員は、前項の規定による処分を受けた者に対し、情状により三年以内の期間を定めて税理士試験を受けることができないものとする。ことができる。

(合格証書等)

第十一条 税理士試験に合格した者には、当該試験に合格したことを証する証書を授与する。

2 試験科目のうちの一部の科目について政令で定める基準以上の成績を得た者には、その基準以上の成績を得た科目を通知する。

(試験の執行)

第十二条 税理士試験は、税理士試験委員が行う。

2 税理士試験は、毎年一回以上行う。

手段によつて税理士試験を受け、又は受けようとした者に対しては、その試験を停止し、又は合格の決定を取り消すことができる。

2 税理士試験委員は、前項の規定による処分を受けた者に対し、情状により三年以内の期間を定めて税理士試験を受けることができないものとする。ことができる。

(合格証書等)

第十一条 税理士試験に合格した者には、当該試験に合格したことを証する証書を授与する。

2 試験科目のうちの一部の科目について政令で定める基準以上の成績を得た者には、その基準以上の成績を得た科目を通知する。

(試験の執行)

第十二条 税理士試験は、税理士試験委員が行う。

2 税理士試験は、毎年一回以上行う。

(税理士試験委員)

第十三条 国税庁に税理士試験委員(以下「試験委員」という。)を置く。

2 試験委員は、税理士試験の執行に関する事項その他この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項をつかさどる。

3 試験委員は、委員長及び常任委員二人をもつて組織する。

4 税理士試験を行う場合には、税理士試験の問題の作成及び採点を行わせるため、臨時委員十五人以上を試験委員に加えることができる。

5 委員長及び常任委員は、租税に関し学識経験のある者のうちから大蔵大臣が任命する。

6 臨時委員は、税理士試験を行うに必要必要な学識経験のある者のうちから試験委員が推薦した者について、大蔵大臣が任命する。

7 委員長は、試験委員を代表し、その事務を総括する。

8 試験委員の事務に関する決定は、委員長及び常任委員の過半数の議決による。但し、税理士試験の問題の作成及び採点は、試験委員の定めるところにより、委員長、常任委員及び臨時委員が分担して行う。

(委員長の任期)

第十四条 委員長及び常任委員の任期は、二年とする。但し、欠員が生じた場合の後任の委員長又は補欠の常任委員の任期は、それぞれ前任者の残任期間とする。

2 臨時委員は、税理士試験の執行ごとに任命し、その事務が終つたときは、退任するものとする。

(委員長の職務)

第十五条 委員長、常任委員及び臨時委員は、非常勤とする。

(試験委員の庶務)

第十六条 試験委員の庶務は、国税庁長官官房においてつかさどる。

(試験の細目)

第十七条 この法律に定めるものの外、税理士試験の受験に関する細目については、大蔵省令で定める。

第三章 登録

(登録)

第十八条 税理士となる資格を有する者が、税理士となるには、税理士名簿に氏名、生年月日、事務所のあるその他大蔵省令で定める事

項の登録を受けなければならない。

(税理士名簿)

第十九条 税理士名簿は、国税庁に備える。

2 税理士名簿の登録は、国税庁長官が行う。

(変更登録)

第二十条 税理士は、第十八条の規定により登録を受けた事項に変更を生じたときは、遅滞なく変更の登録を申請しなければならない。

(登録の申請)

第二十一条 第十八条の規定による登録を受けようとする者は、大蔵省令で定める様式によつて作成した登録申請書を、その住所地を管轄する税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。

2 前項の規定による登録申請書には、その副本二通を添附するものとし、税務署長は、当該申請書を受理したときは、遅滞なく当該副本一通ずつを当該申請者の住所地を管轄する市町村(特別区及び全部事務組合を含む。以下同じ。)及び都道府県の長に送付するものとする。

(登録に関する決定)

第二十二条 国税庁長官は、前条第一項の規定による登録申請書を受理した場合においては、当該申請者が税理士となる資格を有し、且つ、第二十四条各号の規定に該当しない者であると認めるときは税理士名簿に登録し、当該申請者が税理士となる資格を有せず、又は同条各号の一に該当する者である

と認めるときは当該登録の申請を却下しなければならない。

2 国税庁長官は、前項の規定により登録の申請を却下しようとするときは、あらかじめ当該申請者とその旨を通知して、相当の期間内に自ら又はその代理人を通じて弁明する機会を与えなければならない。

3 国税庁長官は、第一項の規定により税理士名簿に登録したときは当該申請者に税理士証票を交付し、同項の規定により登録の申請を却下するときはその理由を附記した書面によりその旨を当該申請者に通知しなければならない。

4 国税庁長官は、第一項の規定により登録の申請を却下する場合において、当該申請者が登録を受ける資格に関する重要事項について、記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をして前条第一項の規定による登録申請書を提出した者であるときは、前項の規定による通知の書面においてその旨を明らかにしなければならない。

(国と地方公共団体との間の通知)
第二十三条 市町村及び都道府県の長は、第二十一条第一項の規定による登録申請書を提出した者が税理士となる資格を有せず、又は第二十四条各号の一に該当する者であると認めるときは、その事実を国税庁長官に通知しなければならない。

2 国税庁長官は、前条第一項の規定により登録の申請を却下したときは、その旨を当該申請者の住所地を管轄する市町村及び都道府県

の長に通知しなければならない。

(登録拒否事由)

第二十四条 左の各号の一に該当する者は、税理士の登録を受けることができない。

一 懲戒処分により、弁護士、公認会計士、計理士、弁理士、司法書士又は行政書士の業務を停止された者で、現にその処分を受けているもの

二 報酬のある公職(国会又は地方公共団体の議会の議員の職及び非常勤の職を除く。以下同じ。)についている者

三 国税又は地方税を免かれ、若しくは免かれようとし、又は免かれさせ、若しくは免かれさせようとした者で、その行為があつた日から二年を経過しないもの

四 国税若しくは地方税又は会計に関する事務について刑罰法令にふれる行為をした者で、その行為があつた日から二年を経過しないもの

五 心身の故障により税理士業務を行わせることが適正を欠く虞がある者

六 税理士の信用又は品位を害する虞があり、その他税理士の職業に照らし税理士としての適格性を欠く者

(登録の取消)

第二十五条 国税庁長官は、税理士の登録を受けた者が、登録を受ける資格に関する重要事項について、記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をして第二十一条第一項の規定による登録申請書を

提出し、その申請に基づき当該登録を受けた者であることが判明したときは、当該登録を取り消すことができる。

2 第二十二條第二項の規定は、前項の規定による処分をする場合に準用する。

3 国税庁長官は、第一項の規定により登録を取り消すときは、その理由を附記した書面により、その旨を当該処分を受ける者に通知しなければならない。

(登録のまつ消)

第二十六条 国税庁長官は、税理士が左の各号の一に該当することとなつたときは、遅滞なくその登録をまつ消しなければならない。

一 その業務を廃止したとき。

二 死亡したとき。

三 第四条第二号から第六号まで又は第八号の一に該当することとなつたとき。

四 前条第一項の規定による登録の取消又は第四十五条第一項若しくは第四十六条第一項の規定による登録の取消の処分が確定したとき。

2 税理士が前項第一号から第三号までの一に該当することとなつたときは、その者、その法定代理人又はその相続人は、遅滞なくその旨を国税庁長官に届け出なければならない。

(登録及び登録のまつ消の公告)

第二十七条 国税庁長官は、税理士の登録をしたとき、及び当該登録をまつ消したときは、遅滞なくその旨及び登録をまつ消した場合にはその事由を官報をもつて公告し

なければならない。

(税理士証票の返還)

第二十八条 税理士の登録がまつ消されたときは、その者、その法定代理人又はその相続人は、遅滞なく税理士証票を国税庁長官に返還しなければならない。税理士が第四十三条の規定に該当することとなつた場合又は第四十五条第一項若しくは第二項若しくは第四十六条第一項の規定による税理士業務の停止の処分を受け当該処分が確定した場合においても、また同様とする。

2 国税庁長官は、前項後段の規定に該当する税理士が税理士業務を行うことができることとなつたときは、その申請により、税理士証票をその者に再交付しなければならない。

(登録の細目)

第二十九条 この法律に定めるものの外、登録の手続、登録のまつ消、税理士名簿、税理士証票その他登録に関する細目については、大蔵省令で定める。

第四章 税理士の権利及び義務

(代理の権限の明示)

第三十条 税理士は、税務代理をする場合においては、その行為について代理の権限を有することを明示する書面を税務官公署に提出しなければならない。

(特別の委任を要する事項)

第三十一条 税理士は、税務代理をする場合において、左に掲げる行為をするときは、特別の委任を受けなければならない。

一 再調査若しくは審査の請求、異議の申立又は訴願の取下
二 過誤納税金の還付の請求及びその受領
三 代理人の選任
(税理士証票の呈示)

第三十二条 税理士は、税務代理をする場合において、税務官公署の職員と面接するときは、税理士証票を呈示しなければならない。

(署名押印の義務)

第三十三条 税理士は、税務代理をする場合において、租税に関する申告書、申請書、請求書その他の書類を作成して税務官公署に提出するときは、当該書類に署名押印しなければならない。この場合において、当該書類が租税の課税標準若しくは税額に関する申告書又は所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第三十六条若しくは第三十六条の二若しくは法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)第二十六条の三の規定による金額の還付の請求に関する書類であるときは、当該書類には、あわせて本人が署名押印しなければならない。

2 税理士は、税務書類の作成をしたときは、当該書類に署名押印しなければならない。

3 税理士は、前二項の規定により署名押印するときは、税理士である旨を附記しなければならない。この場合において、当該税理士が弁護士又は公認会計士であるときは、弁護士たる税理士又は公認会計士たる税理士である旨を附記しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による署名押印の有無は、当該書類の効力に影響を及ぼすものと解してはならない。

5 第一項後段の規定は、法人税法第二十五条の二又は地方税法第四十条の規定(法人の代表者等の自署押印)の適用を妨げるものと解してはならない。

(調査の通知)

第三十四条 税務官公署の当該職員は、青色申告書の提出を認められている者について、当該申告書に係る租税に関しあらかじめその者に日時場所を通知してその帳簿書類を調査する場合において、当該租税に関し第三十条の規定による書面を提出している税理士があるときは、あわせて当該税理士に対しその調査の日時場所を通知しなければならない。

2 前項において「青色申告書」とは、所得税法第二十六条の三第一項、法人税法第二十五条第一項又は地方税法第五十二条第一項に規定する申告書をいう。
(意見の聴取)

第三十五条 国税庁協議団又は国税局協議団の協議官は、所得税法、法人税法、相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)又は富裕税法(昭和二十五年法律第七十四号)の規定による審査の請求に係る事案について調査する場合において、当該審査の請求に関し第三十条の規定による書面を提出している税理士があるときは、当該税理士に対し当該事案に関し意見を述べる機会を与えなければならない。

い。

(脱税相談の禁止)

第三十六条 税理士は、脱税につき、指示をし、相談に応じ、その他これらに類似する行為をしてはならない。

(信用失墜行為の禁止)

第三十七条 税理士は、税理士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

第三十八条 税理士は、正当な理由がなく、税理士業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は利用してはならない。税理士でなくなつた後においても、また同様とする。

(報酬の制限)

第三十九条 税理士は、何らの名義をもつてするを問わず、税理士業務に関し、国税庁長官が定める額をこえて報酬を受けてはならない。

2 国税庁長官は、前項の報酬のうち地方税に関するものの額を定めるときは、地方財政委員会に協議しなければならない。

3 国税庁長官は、第一項の報酬の額を定めたときは、これを告示しなければならない。

(事務所設置の義務)

第四十条 税理士は、税理士業務を行うための事務所を設けなければならない。

2 税理士は、税理士業務を行うための事務所を二以上設けてはならない。但し、特に必要がある場合において、大蔵省令で定める手続により国税庁長官の許可を受けたときは、この限りでない。

ときは、この限りでない。

(帳簿作成の義務)

第四十一条 税理士は、税理士業務に関して帳簿を作成し、左の各号に掲げる事務の区分に応じて当該各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 税務代理 一件ごとに、委嘱者の住所及び氏名又は名称、委嘱を受けた年月日、事件の要領及びそのてん末、報酬金額並びに事件の終了年月日
二 税務書類の作成及び税務相談 一件ごとに、委嘱者の住所及び氏名又は名称、委嘱を受けた年月日並びに報酬金額

2 前項の帳簿は、閉鎖後五年間保存しなければならない。

(業務の制限)

第四十二条 国税又は地方税に関する行政事務に従事していた税理士は、在職中自己の関与した事件について税理士業務を行つてはならない。

(業務の停止)

第四十三条 税理士は、懲戒処分により、弁護士、公認会計士、計理士、弁理士、司法書士又は行政書士の業務を停止された場合においては、その処分を受けている間、税理士業務を行つてはならない。税理士が報酬のある公職につき、その職にある間においても、また同様とする。

第五章 税理士の責任

(懲戒の種類)

第四十四条 税理士に対する懲戒処分は、左の三種とする。
一 戒告

二 一年以内の税理士業務の停止
三 登録の取消

(脱税相談等をした場合の懲戒)

第四十五条 国税庁長官は、税理士が、故意に、真正の事実を反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は第三十六条の規定に違反する行為をしたときは、一年以内の税理士業務の停止又は登録の取消の処分をすることができる。

2 国税庁長官は、税理士が、相当の注意を怠り、前項に規定する行為をしたときは、戒告又は一年以内の税理士業務の停止の処分をすることができる。

3 第二十二條第二項の規定は、前二項の規定による処分をする場合に準用する。

4 国税庁長官は、第一項又は第二項の規定による処分をするときは、その理由を附記した書面により、その旨を当該処分を受ける者に通知しなければならない。

(一般の懲戒)

第四十六条 国税庁長官は、前条第一項又は第二項の規定に該当する場合を除く外、税理士が、この法律又は国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したときは、第四十四条各号に掲げる懲戒処分をすることができる。

2 第二十二條第二項及び前条第四項の規定は、前項の規定による処分をする場合に準用する。

(調査の申出)

第四十七条 何人も、税理士について、第四十五条第一項若しくは第二項又は前条第一項の規定に該当

する事実があると認めるときは、国税庁長官に対し、その事実を報告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

(懲戒処分公告)

第四十八条 国税庁長官は、第四十五条第一項若しくは第二項又は第四十六条第一項の規定による戒告又は税理士業務の停止の処分が確定したときは、遅滞なくその旨を官報をもつて公告しなければならない。

第六章 雑則

(税理士会及び税理士会連合会)

第四十九条 税理士は、各国税局の管轄区域内の区域を基礎としてその区域内に事務所を有する税理士を会員とする税理士会と称する民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定による法人を設立することができる。

2 税理士会は、各国税局の管轄区域内の区域を基礎として設立された税理士会を各国税局について一以上会員として含む税理士会連合会と称する民法第三十四条の規定による法人を設立することができる。

3 税理士会連合会は、定款で定めるところにより、税理士会以外の者をその会員とすることができる。

4 税理士会及び税理士会連合会は、税理士の職責にかんがみ、この法律の規定による税理士の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

5 税理士会及び税理士会連合会は、税務行政その他国税若しくは地方税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。

(臨時の税務書類の作成等)

第五十条 国税局長(地方税については、地方公共団体の長)は、租税の申告時期において、又はその管轄区域内に災害があつた場合その他特別の必要がある場合においては、申告者等の便宜を図るため、税理士以外の者に対し、その申請により、二月以内の期間を限り、且つ、租税の税目を指定して、無報酬で課税標準若しくは税額に関する申告書、申請書、請求書その他税務官公署に提出する書類又は租税の減免若しくは徴収猶予に関する申請書の作成及びこれに関連する税務相談に応ずることを許可することができる。但し、その許可を受けることができる者は、地方公共団体の職員及び民法第三十四条の規定による法人その他政令で定める法人その他の団体の役員又は職員に限るものとする。

2 第三十三条第二項及び第四項、第三十六条並びに第三十八条の規定は、前項の規定による許可を受けた者に準用する。

(税理士業務を行う弁護士)

第五十一条 弁護士は、所属弁護士会を経て、国税局長に通知することにより、その国税局の管轄区域内において、随時、税理士業務を行うことができる。

2 前項の規定により税理士業務を行う弁護士は、税理士業務を行う範囲において、第一条、第三十条、第三十一条、第三十三条から第三十九条まで、第四十一条、第四十三条前段、第四十四条、第四十三条を除く、第四十五条(第一項中登録の取消の処分に関する部分を除く)から第四十八条まで、第五十四条及び第五十五条の規定の適用については、税理士とみなす。

(税理士業務の制限)

第五十二条 税理士でない者は、この法律に別段の定めがある場合を除く外、税理士業務を行つてはならない。

(名称の使用制限)

第五十三条 税理士でない者は、税理士又はこれに類似する名称を用いてはならない。

2 税理士会及び税理士会連合会でない団体は、税理士会若しくは税理士会連合会又はこれらに類似する名称を用いてはならない。

3 前二項の規定は、税理士でない者並びに税理士会及び税理士会連合会でない団体が他の法律の規定により認められた名称を用いることを妨げるものと解してはならない。

(税理士の使用人等の秘密を守る義務)

第五十四条 税理士の使用人その他の従業者は、正当な理由がなく、税理士業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は窃用してはならない。税理士の使用人その他の従業者でなくなつた後においても、また同様とする。

2 国税庁長官は、前項の規定により事務の一部を国税局長又は税務署長をして取り扱わせることとしたときは、その旨を告示しなければならない。

(監督上の措置)

第五十五条 国税庁長官は、税理士業務の適正な運営を確保するため必要があるときは、税理士若しくは税理士会、税理士会連合会その他の税理士の組織する団体若しくはその連合体から報告を徴し、これらの団体に対しその行ふ事業について勧告し、又は当該職員をして税理士に質問し、若しくはその業務に関する帳簿書類を検査させることができる。

2 前項の規定による報告の徴取、質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(訴願)

第五十六条 第二十二條第一項、第二十五条第一項、第四十五条第一項若しくは第二項又は第四十六条第一項の規定による処分を受けた者は、当該処分に係る通知を受けた日から一月以内に、訴願法(明治二十三年法律第百号)の規定により大蔵大臣に訴願をすることができる。

2 第二十二條第二項の規定は、前項の規定による訴願の裁決(却下の裁決を除く)をする場合に準用する。

(事務の委任)

第五十七条 国税庁長官は、第四十条第二項但書又は第五十五条第一項の規定によりその権限に属せしめられた事務の一部を国税局長又は税務署長をして取り扱わせることができる。

2 国税庁長官は、前項の規定により事務の一部を国税局長又は税務署長をして取り扱わせることとしたときは、その旨を告示しなければならない。

第七章 罰則

第五十八条 第三十六条(第五十条第二項において準用する場合を含む)の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十九条 第五十二条の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十条 左の各号の一に該当する者は、二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第三十八条(第五十条第二項)において準用する場合を含む)の規定に違反した者

二 第五十四条の規定に違反した者

者

2 前項の罪は、告訴を待つて論ずる。

第六十一条 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第三十九条の規定に違反した者

二 第四十二条の規定に違反した者

者

三 第四十三条の規定に違反した者

四 第四十五条第一項若しくは第二項又は第四十六条第一項の規定による税理士業務の停止の処分が確定した場合において、その処分に違反して税理士業務を行つた者

第六十二条 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第五十三条第一項の規定に違反した者
二 第五十三条第二項の規定に違反した者

第六十三条 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第四十一条第一項の規定による帳簿を作成せず、又はこれに同項に規定する事項の記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者
二 第五十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、質問に答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第六十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十九条、第六十一条第一号、第六十二条第二号又は前条第一号若しくは第二号の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため当該業務に相当の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附 則
1 この法律は、公布の日から起算

して一月を経過した日から施行する。

2 税務代理士法は、廃止する。但し、同法第四条第一項の規定による税務代理士の許可に関する規定は、この法律施行の日から起算して三月間は、なおその効力を有し、その期間の満了の日までに同項の規定による許可を申請した者については、昭和二十七年三月三十一日まで、なおその効力を有する。

3 税務代理士法の廃止前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
4 左に掲げる者（弁護士及び公認会計士である者を除く。）は、第三条の規定にかかわらず、税理士となる資格を有するものとする。但し、これらの者は、第二十二條第一項の規定にかかわらず、政令で定める三十時間以上の税法に関する講習又は研修を経た後でなければ税理士の登録を受けることができない。

一 この法律施行の際現に旧税務代理士法の規定による税務代理士の許可を受けている者
二 第二項但書の規定に基きなおその効力を有する旧税務代理士法の規定による税務代理士の許可を受けた者

5 この法律施行の際現に国又は地方公共団体の職員である者で、もつぱら国税に関する行政事務に従事した期間又はもつぱら地方税の賦課に関する事務に従事した期間がそれぞれ通算して十五年又は二十年以上になるものは、政令で定

める基準により税法及び会計学に関する税理士試験の合格者と同等以上の学識を有する旨の試験委員の認定を受けた場合に限り、第三条の規定にかかわらず、税理士となる資格を有するものとする。
6 前項に規定する者は、同項の規定による試験委員の認定を受けようとするときは、この法律施行の日から起算して三月以内に、大蔵省令で定める手続により、その認定を試験委員に申請しなければならない。

7 試験委員は、前項の規定による申請に基き第五項の規定による認定をしたとき、又はその認定をしなかつたときは、その旨を申請者に通知する。
8 昭和二十六年六月三十日以前に実施された公認会計士第三次試験又は特別公認会計士試験に合格した公認会計士は、第二十二條第一項の規定にかかわらず、政令で定める三十時間以上の税法に関する講習又は研修を経た後でなければ、税理士の登録を受けることができる。

9 左に掲げる者については、この法律施行の日から起算して三月間（その期間内に第二十一条第一項の規定による登録の申請をした場合は、当該申請に基き税理士の登録を受けた日又は当該申請の却下の処分が確定した日までの期間）は、この法律施行の日において税理士となつたものとみなして、この法律の規定（税理士の登録及び税理士証票に関する規定を除く。）を適用する。この場合にお

いて、これらの者がこの法律施行の際現に税理士業務を行うための事務所を二以上設けているときは、この法律施行の日においてその設置について第四十条第二項但書の規定による国税庁長官の許可を受けたものとみなす。
一 第四項第一号に掲げる者
二 この法律施行の際現に税務代理業務を行つている弁護士
三 この法律施行の際現に旧税務代理士法の規定による税務代理士の許可を受けている公認会計士

10 前項前段の規定は、第四項第二号に掲げる者に準用する。この場合において、前項前段中「この法律施行の日」とあるのは、「旧税務代理士法の規定による税務代理士の許可を受けた日」と読み替えるものとする。
11 前二項の規定は、第四条の規定の適用を妨げるものと解してはならない。

12 旧税務代理士法に基く税務代理士会は、この法律施行の日において第四十九条第四項に規定する事務を行うことを目的とする法人となつたものとする。
13 前項の法人（以下「旧税務代理士会」という。）の組織及び運営に関しては、旧税務代理士法及び旧税務代理士法施行規則（昭和十七年大蔵省令第十三号）の規定（国税庁長官及び国税局長の監督に関する規定を除く。）の例による。但し、旧税務代理士会の会員は、同会を退会することができるものとし、税務士は、新たに同会の会員とな

ることができるとする。

14 旧税務代理士会の会員が同会を退会した場合のその退会した者に対する財産の分与については、この法律施行の際現に同会の会員である者の三分の二以上の多数をもつてする決議によつて定めるところによる。
15 旧税務代理士会は、第五十三条第二項の規定にかかわらず、税理士会又はこれに類似する名称を用いることができる。

16 旧税務代理士会は、法人税法の規定の適用については、同法第五条第一項に規定する法人とみなす。
17 旧税務代理士会は、その組織を変更して税理士会となることができる。
18 旧税務代理士会は、前項の規定によりその組織を変更して税理士会となるには、この法律施行の日から起算して三月以内に、会員の三分の二以上の多数をもつてする決議により定款を作成し、大蔵省令で定める手続により、その定款しなければならぬ。

19 大蔵大臣は、前項の規定による申請に基きその認可をしたとき、又はその認可をしなかつたときは、その旨を申請者に通知する。
20 第十七項の規定による組織変更は、第十八項の規定による大蔵大臣の認可に因つてその効力を生ずる。
21 第十七項の規定による組織変更がその効力を生じた場合においては、第十八項の規定による大蔵大

臣の認可をもつて税理士会の設立の許可とみなして民法第三十四条の規定による法人の設立の登記に関する同法及び非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）の規定を適用する。

22 旧税務代理士会は、第十八項に規定する期間内に定款の認可の申請をしなかつた場合又は当該認可の申請をしたがその認可を受けることができなかった場合においては、当該期間の満了の日又はその認可をしない旨の通知を受けた日において解散する。

23 前項の規定により旧税務代理士会が解散したときは、会長がその清算人となる。但し、会長が委員のとき、又は会長に事故があるときは、副会長がその清算人となる。

24 前項の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたとき、若しくは清算人に事故が生じたときは、総会が選任した者が清算人となる。

25 旧税務代理士会の残余財産の処分については、会員の三分の二以上の多数をもつてする決議によつて定めるところによる。

26 旧税務代理士会の清算は、国税庁長官が監督する。

27 民法第七十三条、第七十八条から第八十条まで、第八十三條及び第八十四条第六号（同法第七十九条の公告に関する部分に限る。）の規定（法人の清算）は、旧税務代理士会の清算に準用する。

28 当分の間、第四条第五号中「地方税法（昭和二十五年法律第二百

第六部 大蔵委員会會議録第四十四号

昭和二十六年五月三十日【參議院】

二十六号）とあるのは、「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）又は旧地方税法（昭和二十三年法律第一百十号）（地方税法附則第三項において旧地方税法の規定の例によるものとされた場合を含む。）と読み替へるものとする。

29 昭和二十六年において実施される税理士試験に關しては、第六條第一号中「地方税法のうち附加価値税に關する部分」とあるのは、「地方税法のうち附加価値税に關する部分又は事業税（特別所得税を含む。）に關する部分」と読み替へるものとする。

30 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第四條第二十二号を次のように改める。

二十二 税理士試験並びに税理士の登録及び監督を行うこと。

第九條第一項第二号を次のように改める。

二 税理士に關する制度を調査、企画及び立案すること。

第三十條第十三号を同條第十四号とし、同條第十四号を同條第十五号とし、同條第十二号の次の一号を加える。

十三 税理士の登録及び監督を行うこと。

第三十一條を次のように改める。

（直税部の事務）
第三十一條 直税部においては、直接国税の賦課に關する事務（調査

査察部の所掌に屬するものを除く。）をつかさどる。

第三十五條第一項の表中「税務代理士（せん衡審議會の項を削り、

全國資産 査再 會評 調	全國資産 査再 會評 調	全國資産 査再 會評 調	全國資産 査再 會評 調
法（昭和二十五年法律第一百十号）による再評価額又は再評価額の請求その他の重要な事項について調査すること。	法（昭和二十五年法律第一百十号）による再評価額又は再評価額の請求その他の重要な事項について調査すること。	法（昭和二十五年法律第一百十号）による再評価額又は再評価額の請求その他の重要な事項について調査すること。	法（昭和二十五年法律第一百十号）による再評価額又は再評価額の請求その他の重要な事項について調査すること。

全國資産 査再 會評 調	全國資産 査再 會評 調	全國資産 査再 會評 調	全國資産 査再 會評 調
法（昭和二十五年法律第一百十号）による再評価額又は再評価額の請求その他の重要な事項について調査すること。	法（昭和二十五年法律第一百十号）による再評価額又は再評価額の請求その他の重要な事項について調査すること。	法（昭和二十五年法律第一百十号）による再評価額又は再評価額の請求その他の重要な事項について調査すること。	法（昭和二十五年法律第一百十号）による再評価額又は再評価額の請求その他の重要な事項について調査すること。

附則第四項を次のように改める。

4 昭和二十七年三月三十一日まで、国税庁長官官房において、税務代理士の許可に關する事務をつかさどる。

5 昭和二十七年三月三十一日まで、国税庁の附屬機關として左の表の上欄に掲げる機關を置き、その設置の目的は、同表の下欄に記載する通りとする。

種類	目的
税務代理士（せん衡審議會）	国税庁長官の諮問に應じて、税務代理士の許可に關する調査すること。

31 弁護士法の一部を次のように改正する。

第三條第二項中「税務代理士」を「税理士」に改める。

第六條第三号中「税務代理士であつて許可を取り消され」を「税

理士であつて登録を取り消され」に改める。

第八十三條中「公認會計士の登録をまつ消された者とみなし」の下に「従前の税務代理士法（昭和十七年法律第四十六号）の規定により税務代理士の許可を取り消された者は、懲戒の処分により税理士の登録を取り消されたものとみなし」を加える。

32 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第七條ノ二の次に次の一條を加える。

第七條ノ三 左ノ事項ニ付税理士名簿ニ登録ヲ請フ者ハ左ノ區別ニ從イ登録税ヲ納ムベシ

一 税理士法第十八條ノ規定ニ依ル登録 金二千円

二 税理士法第二十條ノ規定ニ依ル登録 金百円

33 法人税法の一部を次のように改正する。

第五條第一項第二号中「弁理士会並びに税務代理士会」を「並びに弁理士会」に改める。

34 地方税法の一部を次のように改正する。

第二十三條第四項第十一号中「税務代理士業」を「税理士業」に改め、第七百七十六條第三項第六号中「税務代理士業」を「税務代理士業及び税理士業」に改める。

35 公認會計士法の一部を次のように改正する。

第四條第七号中「税務代理士法（昭和十七年法律第四十六号）」を「税理士法（昭和二十六年法律第

号、旧税務代理士法（昭和十七年法律第四十六号）」に、「許可の取消し」を「登録の取消、許可の取消し」に改め、第五十七條第二項第一号中「計理士」の下に、「税理士」を加える。

36 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第二條第二項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 税理士となる資格を有する者

昭和二十六年六月十六日印刷

昭和二十六年六月十八日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所